

門川町教育振興基本計画

(令和 8 年策定)

【案】

「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進する教育の充実

令和 8 年 3 月

門川町・門川町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって

第1節	計画策定の趣旨	P 1
第2節	計画の性格	
第3節	計画の基盤 (国・県の教育政策)	
第4節	計画の期間	P 2
第5節	計画の全体像	P 3
第6節	施策の体系	P 4

第2章 計画の基本理念

第1節	スローガン	P 6
第2節	基本目標	

第3章 施策の展開 (「現状と課題及び今後の方向性」「施策の内容と主な取組」)

施策 1	いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進	P 9
施策 2	特別支援教育の推進	P 12
施策 3	全ての児童生徒に応じた教育機会の確保	P 15
施策 4	幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進	P 18
施策 5	確かな学力を育む教育の推進	P 21
施策 6	教育の情報化の推進	P 25
施策 7	ふるさとを愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進	P 28
施策 8	社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進	P 32
施策 9	キャリア教育・職業教育の推進	P 35
施策 10	幅広い世代でのスポーツの推進	P 38
施策 11	児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進	P 40
施策 12	生涯学習の推進	P 43
施策 13	文化の振興	P 45
施策 14	読書活動を大切にするまちづくりの推進	P 48
施策 15	学校における働き方改革の推進	P 51
施策 16	教職員の資質・能力の向上	P 55
施策 17	安全・安心な教育環境の整備・充実	P 58
施策 18	学校や家庭、地域の連携・協働の推進	P 61
施策 19	魅力ある多様な教育環境の振興・支援	P 64

第4章 計画の推進

第1節	推進体制	P 67
第2節	推進指標	P 68

資料

教育長諮問及び策定委員会答申	P 72
門川町教育振興基本計画（令和8年策定）策定までの経緯	P 74
門川町教育振興基本計画策定委員名簿	
門川町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	P 75

第Ⅰ章

～ 計画の策定に当たって ～

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格

第3節 計画の基盤（国・県の教育政策）

第4節 計画の期間

第5節 計画の全体像

第6節 施策の体系

第1節 計画策定の趣旨

本町では、教育基本法に基づき平成22年に「門川町教育振興基本計画」を策定して以降、社会状況の変化を踏まえ、平成28年に第二次計画、令和3年に第三次計画を策定し、門川町教育基本方針に掲げる「明日の門川町を担う優れた人材の育成」を目指して、教育施策を推進してきました。

その間、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化など、急激な社会変化が教育に大きな影響を及ぼしつつも、学校教育の充実や地域と連携した教育活動、ICTの活用などに一定の成果が見られました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、いじめや不登校など、依然として解決すべき課題も残されています。

また、人生100年時代の到来や、生成AI等の技術進展に対応した教育DXの推進、地球規模の環境問題、災害リスクへの対応など、将来の予測が困難な時代においては、子供たちが自らの可能性を發揮し、多様な他者と協働しながら社会を切り拓いていく力を育むことがますます重要になっています。

このような状況の下、国は令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し、本計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング^{*1}の向上」を掲げました。また本県においても、新たに「宮崎県教育振興基本計画（令和5年策定）」を策定し、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を基本理念に掲げ、持続可能な社会の実現に向けた教育を推進しています。

本町においても、「門川町第6次長期総合計画」（令和3～12年度）の中間期を迎える、「門川町第6次長期総合計画 後期基本計画」（令和8～12年度）を策定しました。計画の基本方針でもある「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進するため、引き続き教育の充実・振興を図っていくことが求められています。

そこで、「第三次門川町教育振興基本計画」が令和7年度で終期を迎えることから、これまで実施してきた施策の成果と課題を検証するとともに、社会状況の変化や国・県の「教育振興基本計画」を踏まえ、これから門川町の教育の方向性を示す「門川町教育振興基本計画（令和8年策定）」を策定します。

なお、策定に当たっては、「門川町拡大学校運営協議会」等を活用して学校や家庭、地域の意見を聴取するとともに、「門川町教育振興基本計画策定委員会」を開催し、町民の教育への期待に応えられるよう努めました。

*1【ウェルビーイング】身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、上位計画である「門川町第6次長期総合計画」の教育に関わる分野を担うものです。

第3節 計画の基盤（国・県の教育政策）



学習指導要領の改訂により、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新しい教育課程が

実施されています。この改訂では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、地域と連携・協働しながらこれからの中を創り出していく子供たちに必要な資質・能力を育成する『社会に開かれた教育課程』の実現が重視されています。

また、2015年（平成27年）に国連サミットで採択されたSDGs^{*2}の理念を受け、日本の教育現場でも、実際の社会とつながりながら学びを深めるESD^{*3}（持続可能な開発のための教育）が推進されています。さらに、ICTやAIをはじめとするデジタル技術の活用も、これからの教育に欠かせないものとなっています。

宮崎県においては、國の方針を踏まえて、令和5年に新たな「宮崎県教育振興基本計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた教育の推進を図っています。

本町においても、以上のような国や県の教育政策の動向を踏まえながら、地域の特性に応じた教育を計画的かつ効果的に推進していくことが重要です。

*2【SDGs】国連加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた「持続可能な開発目標」のこと。（Sustainable Development Goalsの略）

*3【ESD】国際社会で共通の課題である環境・人権・平和等を学び、持続可能な社会をつくる力を育てる教育でSDGsの達成にもつながるもの。（Education for Sustainable Developmentの略）



【SDGsの17の目標】

第4節 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行うものとします。

第5節 計画の全体像



第6節 施策の体系

基本目標、施策及び施策の内容

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

- 1 いのちを大切にする教育の推進
- 2 人権教育の推進
- 3 道徳教育の推進
- 4 体験活動の充実

施策2 特別支援教育の推進

- 1 多様なニーズに対応した支援体制の充実
- 2 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上
- 3 自立支援・就労支援の充実

施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

- 1 いじめ及び不登校児童生徒への対応の充実
- 2 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒への教育機会の提供・支援
- 3 経済的な支援の充実

基本目標Ⅱ 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策4 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

- 1 幼保・小の連携の充実

施策5 確かな学力を育む教育の推進

- 1 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成
- 2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

施策6 教育の情報化の推進

- 1 I C T を活用した児童生徒の資質・能力の育成
- 2 教職員の I C T の活用指導力の向上
- 3 I C T を活用するための環境の整備
- 4 I C T 推進体制の整備と校務の改善

基本目標Ⅲ ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策7 ふるさとを愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

- 1 学校における「ふるさと学習」の充実
- 2 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進
- 3 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

- 1 グローバル化に対応した教育の推進
- 2 科学技術教育の推進
- 3 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進

施策9 キャリア教育・職業教育の推進

- 1 児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進
- 2 家庭や地域と連携・協働したキャリア教育の推進

基本目標4 地域に根差した体力・健康づくりの推進

施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

- 1 多様な主体によるスポーツの推進
- 2 共生社会の実現に向けたスポーツの推進
- 3 スポーツによる地域活性化

施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

- 1 学校体育の推進
- 2 健康教育・食育の推進

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策12 生涯学習の推進

- 1 生涯学習推進体制の充実
- 2 社会教育の充実

施策13 文化的振興

- 1 町民誰もが文化に親しむ機会の充実
- 2 文化活動を支え育む環境の整備
- 3 文化資源の保存・継承・活用
- 4 学校における文化芸術活動の充実

施策14 読書活動を大切にするまちづくりの推進

- 1 学校における読書活動の推進
- 2 家庭や地域における読書活動の推進

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質・能力の向上

施策15 学校における働き方改革の推進

- 1 学校の機能を高めるための学校業務の改善
- 2 部活動の地域連携・地域展開に向けた環境整備

施策16 教職員の資質・能力の向上

- 1 専門性の向上のための研修の充実
- 2 社会性の向上のための研修や取組の充実

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

- 1 子供が自ら安全に行動する力の育成
- 2 学校安全体制の整備
- 3 安全・安心な学校施設の整備
- 4 実践的な防災教育等の推進

施策18 学校や家庭、地域の連携・協働の推進

- 1 学校を核とした地域づくりの推進
- 2 地域とともににある学校づくりの推進
- 3 家庭教育の充実

施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

- 1 小・中学校の教育環境の充実
- 2 学校種間の連携・接続の推進

第 2 章

～ 計画の基本理念 ～

第1節 スローガン

第2節 基本目標

第1節 スローガン

「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進する教育の充実

人口減少や少子高齢化が一層進む中、情報化や国際化の進展など、社会はかつてないスピードで変化しています。こうした状況に対応しつつ、地域ぐるみで支え合う力が求められる現代において、教育の果たす役割はますます重要になっています。

これからの中には、町民一人一人のウェルビーイングを高め、健やかで充実した暮らしを実現するとともに、ふるさとを大切にし、地域に誇りをもって生きる人材を育むことが求められます。さらに、学校や家庭、地域との連携を深め、安全・安心な町づくりに寄与する教育を推進するとともに、変化する社会に対応できる力を育む教育の充実に努めることが重要です。

このような状況を踏まえ、本町では、町民一人一人が学び続ける意欲と態度を育み、ふるさとを大切にしながら未来を切り拓く力を培うことを目指します。そして、「町民一人ひとりが主役の町づくり」を基本理念として、次のような町民像を掲げ、取組を進めます。

1 目指す子供像

～ふるさとを愛し、社会とつながり、学びに挑戦しながら未来を切り拓く子供～

ふるさとを愛し、地域や様々な人々との関わりを大切にしつつ、自ら学びに挑戦し、考え、行動し、協働して課題を解決する力を育むとともに、社会の一員としての役割を果たし、地域の将来を担う人材の育成を目指します。

2 目指す大人像

～ふるさとを愛し、学びを生かして、社会に貢献しながら生きがいをもって生きる大人～

ふるさとへの愛着と誇りをもち、生涯にわたる質の高い学びを重ね、文化・スポーツ活動や地域社会の一員として様々な社会活動を行うなど、生きがいをもって地域や社会の発展に主体的に参画する人材の育成を目指します。

第2節 基本目標

本計画のスローガン「『町民一人ひとりが主役の町づくり』を推進する教育の充実」の推進に向け、次の7つの「基本目標」を設定しました。

基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

基本目標4 地域に根差した体力・健康づくりの推進

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質・能力の向上

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

これらの基本目標を達成するために、「第3章」に掲載した19の具体的な施策を立て、推進していきます。

それぞれの基本目標の概要は、次のとおりです。

基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

「子供の最善の利益」とウェルビーイングの実現に向けて、いのちと人権を大切にし、豊かな心を育む教育を推進します。また、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実を図ります。さらに、多様な教育的ニーズに応じて、社会的包摂の観点から一人一人の可能性や個性を伸ばす教育を推進します。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

子供たちが持続可能な社会の創り手として、社会に出て自らの夢や志を実現していくために、人格形成の基礎が培われる時期である幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。また、学習指導要領の趣旨を踏まえて確かな学力を育む教育を推進するとともに、一人一人の能力や特性に応じた学びを提供するため、教育の情報化を推進します。

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、我が国とふるさと門川を愛する心を持つとともに、地域社会に参画する態度を育む教育を推進します。また、他国を尊重し、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付けるため、社会の変化に対応した多様な人材を育成する教育を推進します。さらに、社会的・職業的自立に向けた基盤となる資質・能力を育成するため、キャリア教育・職業教育を推進します。

基本目標4 地域に根差した体力・健康づくりの推進

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。また、令和9年(2027年)に本県にて開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を契機とした地域スポーツの振興などにより地域の活性化を図ります。

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

人生100年時代を見据え、一人一人が豊かな人生を送ることができるようになるとともに、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障されるよう、ライフステージに応じた学習機会の支援体制を整備し、生涯学習の充実を図ります。また、地域コミュニティの基盤強化に向け、社会教育の取組を支援します。さらに、豊かな人間性を涵養し、創造力と豊かな感性を育むため、文化の振興や読書活動を大切にするまちづくりを推進します。

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質・能力の向上

学校教育を取り巻く環境が変化する中、子供たちや新たな教育課題に向き合う教職員の時間を十分に確保し、本来の役割である教育活動に専念できる環境を整えることで、教職員のウェルビーイングの実現に向けて、学校における働き方改革を推進します。また、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するため、研修の充実を図り、教職員の資質・能力の一層の向上に努めます。

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができるように、学校安全を推進し、災害発生時には主体的に行動できる実践力の育成に努めます。また、学校外の多様な担い手による学びの提供や支援体制の充実を図り、学びの多様化や地域と一体となった活動を推進します。さらに、学校の教育環境を整備し、学校種間の連携・接続を図り、魅力ある教育の振興・支援を推進します。

第3章

～施策の展開～

- 施策 1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進
- 施策 2 特別支援教育の推進
- 施策 3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保
- 施策 4 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進
- 施策 5 確かな学力を育む教育の推進
- 施策 6 教育の情報化の推進
- 施策 7 ふるさとを愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進
- 施策 8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進
- 施策 9 キャリア教育・職業教育の推進
- 施策 10 幅広い世代でのスポーツの推進
- 施策 11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進
- 施策 12 生涯学習の推進
- 施策 13 文化の振興
- 施策 14 読書活動を大切にするまちづくりの推進
- 施策 15 学校における働き方改革の推進
- 施策 16 教職員の資質・能力の向上
- 施策 17 安全・安心な教育環境の整備・充実
- 施策 18 学校や家庭、地域の連携・協働の推進
- 施策 19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策Ⅰ いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査」の結果から、全国的にいじめの認知件数及びいじめの重大事態の発生件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向となっており、これらの対策を講じていくことが、喫緊の課題となっています。

また、私たちの身の周りには、依然として同和問題^{*1}をはじめとする様々な人権問題が存在しており、近年は、ハラスメントやLGBTQに関する深刻な人権問題も存在していることから、これらの人権問題にも早急に対応していく必要があります。

このような背景を踏まえ、我が国においては、学校や家庭、地域が連携し、社会全体で子供たち一人一人のウェルビーイングを向上させていくとともに、子供・若者につながりや達成感などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手を育てていくことが求められています。

本町においては、学校や家庭、地域のあらゆる場において、いのち及び人権に関する施策や教育が推進され、いのちに関する問題について、抱えた悩みなどの解決策に関する知識を深めるとともに、町内小・中学校における全教育活動を通して、子供たちが自己肯定感を高めたり、他者理解を深めて違いを認め合えるような人権感覚を身に付けたりするなど、これまで一定の成果を上げてきました。

今後は、何よりも大切な子供たちのいのちを守るために、誰にどうやって助けを求めるか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を更に推進していきます。

また、豊かな人間性を育成するために、教職員の人権感覚を高めるための研修を充実させてていき、教職員をはじめ、地域や関係機関と連携した人権教育や「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育をより一層推進していくとともに、自然体験活動や社会体験活動等の充実を図っていきます。

*1 【同和問題】被差別部落や同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということなどを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

施策の内容と主な取組

| いのちを大切にする教育の推進

何よりも大切な子供たちのいのちを守り、これに関わる資質や能力を育んでいくため、学校や家庭、地域、関係機関等が相互に連携・協働しながら、子供たちが自他のいのちがかけがえのないものであることについて学ぶ取組を総合的に推進します。

① 宮崎県いのちの教育週間における取組

◆ 県と連携し「宮崎県いのちの教育週間（7月1日から7日まで）」に関する各学校における取組を充実させ、子供自身の意識を高めることで、自分や他の人のかけがえのないいのちを大切にする子供の育成を目指します。

② SOSの出し方に関する教育の推進

- ◆ 町内小・中学校の児童生徒を対象に、悩みや相談したいことがあったときには一人で抱え込まず、24時間子供SOSダイヤルや門川町教育相談室等に連絡することも選択肢の一つであることを伝えるなど、子供たちが「いのち」や暮らしの危機に直面したときに、誰にどうやって助けを求めるべきか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を推進します。

③ 肯定的な方法で支援する組織的な取組の推進

- ◆ 学校の実情や課題等を踏まえて、身に付けさせたい行動について場面ごとに行動目標を設定し、学校全体で全ての児童生徒を対象に肯定的な方法で支援する「スクールワイドPBS*2」に取り組む学校を支援します。

*2【スクールワイドPBS】児童生徒が示す問題行動に対して、それを罰するのではなく、特別支援教育の視点に立って「身に付けさせたい行動を育てる」という発想のもと、学校全体で取り組む組織的アプローチのこと。(School Wide Positive Behavior Supportの略称)

2 人権教育の推進

各学校における人権教育の推進体制や研修体制を整備し、学校や家庭、地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、児童生徒の人権感覚の育成を図るとともに、教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上に努め、人権が尊重される社会の実現を目指します。

① 児童生徒の人権感覚の育成

- ◆ 各学校における人権教育の目標や目指す児童生徒像の設定、年間指導計画等の整備に努めます。
- ◆ 人権教育推進のための校内推進委員会を設置し、組織的・計画的に人権教育を推進していくよう、各学校へ指導・助言を行います。

② 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

- ◆ 門川町教育振興研究会における人権教育部会が主催する研修会（講演会や授業研究会等）や学習指導等支援教員による研修等を通して、同和問題や障がいのある人への差別など、様々な人権問題への理解を深めるとともに、日常生活の中で児童生徒の心の痛みに気付くことのできる人権感覚を高めます。

③ 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

- ◆ 門川町社会福祉協議会と連携し、障がい者理解に向けた手話等を含めた福祉体験活動を広めるなど、学校や家庭、地域が連携し、関係機関・団体等との協働を図りながら、人権尊重の啓発に関する共通理解や協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

3 道徳教育の推進

各学校における道徳教育の推進体制の確立及び研修会の充実を図りながら、「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を展開していきます。また、「考え、議論する道徳」の授業づくりを推進します。

① 各学校における道徳教育の充実

- ◆ 各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画及び別葉*3の整備・活用の充実が図られるように努めます。

す。

*3【別葉】学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進していくことを目的として、道徳科の内容項目と、各教科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動における指導内容や家庭・地域社会との連携の方法等とを関連付けて一覧表にしたもの。

◆ 校長のリーダーシップの下、道徳教育推進のための体制を確立するとともに、中核的な役割を果たす道徳教育推進教師を中心とした学校全体で取り組む道徳教育を推進します。

② 道徳教育の研修会等の充実

◆ 教員の指導力の向上を図り、各学校において「考え方、議論する道徳」の授業が展開できるように、道徳教育に関する研修会等の充実を図ります。

4 体験活動の充実

自然体験・社会体験や地域の方々との体験活動、仲間との交流活動の充実に努めながら、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育みます。

① 自然体験・社会体験の充実

◆ 児童生徒の発達の段階に即した自然体験（かどっこキャンパス^{*4}、わんぱく芸術家等）や社会体験活動（社会・福祉体験等）を通して、児童生徒のたくましさや協調性、個人の主観的な幸福感（ウェルビーイング）など、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育みます。

*4【かどっこキャンパス】小学校3～5年生の児童を対象とした教育課（社会教育係）が主催する自然体験や創作体験等を行う教室のこと。

② 関係機関を利用した体験活動の充実

◆ 青少年育成団体と連携し、小学5年生の児童を対象とした青少年自然の家における集団宿泊活動を実施したり、地域学校協働本部と連携・協働し、小学4年生の児童を対象とした乙島における自然体験活動を実施したりするなど、学校と地域が連携した体験活動の充実に努めます。

③ 特別支援学校との居住地校交流^{*5}の実施

◆ 特別支援学校（日向ひまわり支援学校、延岡しろやま支援学校等）に在籍する児童生徒の居住地校交流を実施するなど、交流及び共同学習の充実を図ることにより、多様性や公正性、包摂性のある共生社会の実現に向けた教育を推進します。

*5【居住地校交流】交流及び共同学習の形態の一つ。特別支援学校に通う子供が、授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりすること。

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策2 特別支援教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

特別支援教育については、「障害者の権利に関する条約」（平成26年1月）に掲げられているインクルーシブ教育システム^{*1}の理念を踏まえ、全ての学校において、全ての教職員により推進していくことが重要となっています。

文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年）によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた全国の公立小・中学校の児童生徒は、約8.8%となっています。

のことから分かるように、全ての教職員が特別な教育的ニーズのある児童生徒を指導することを前提に、特別支援教育に係る専門性を高め、適切な指導と必要な支援を講じることができるように、キャリアに応じた研修を実施することが重要となっています。

これまで本県では、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個に応じた指導や支援を行うことを目的とし、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、状況の変化に柔軟に対応できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実に努めるとともに、教職員を対象としたキャリアに応じた研修を実施してきました。

本町においては、県と連携しながら特別支援教育の支援体制の充実や教職員の専門性の向上に努めていますが、全国と同様に、生徒指導上の課題や特別支援教育の充実など、より複雑化・困難化し、高い専門性が求められるような事案も増えてきており、教員だけで対応することが、質的・量的な面でも難しくなっていることから、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携や、乳幼児期から学校卒業後に至るまでの確実な支援の接続がより求められている状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後も共生社会における特別な教育的支援を必要とする子供の自立と社会参加に向け、乳幼児期から学校卒業後までの、切れ目のない支援体制の充実や、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組んでいきます。

*1【インクルーシブ教育システム】障がいのある子供と障がいのない子供が共に教育を受ける仕組みのこと。

施策の内容と主な取組

I 多様なニーズに対応した支援体制の充実

小・中学校における校内の支援体制の整備を支援するとともに、個別の教育支援計画等の活用を推進しながら、一人一人の特別な教育的ニーズに的確に対応した切れ目のない支援体制の充実を図ります。

① 学びの場の整備と適切な支援体制

- ◆ 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に対応するよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実に努めます。

- ◆ 県教育委員会及び関係機関と連携し、本人・保護者の意見を尊重しつつ、自立と社会参加を見据えて、本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の選択がなされるための体制づくりを推進します。

② 特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくり

- ◆ インクルーシブ教育システムの実現を目指し、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮*2の提供を適切に行っていくなど、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。

*2【合理的配慮】障がいのある子供が、障がいのない子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、また、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

- ◆ 各学校の管理職や教諭等で構成する学力向上プロジェクト委員会と連携しながら、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を含む全ての児童生徒が自己存在感を高めるための授業づくり（授業のユニバーサルデザイン*3）を目指します。

*3【授業のユニバーサルデザイン】特別な支援を必要とする子を含めて、通常の学級における全ての子が楽しく学び合い『わかる・できる・探究する』ことを目指す授業デザイン

- ◆ 日向ひまわり支援学校や延岡しろやま支援学校等と連携し、居住地校交流を実施し、障がいの有無に関わらず互いの理解を深めさせ、共に学び合うことを通して包摂性のある学級集団を目指します。

③ 特別支援教育支援員の配置

- ◆ 町内小・中学校に町雇用の教育支援員（特別支援教育支援員）を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに的確に対応していきます。

④ 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携・強化

- ◆ 小・中学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の整備に努め、児童生徒の進級や進学、転学の際の引継ぎに生かしていくなど、それぞれのニーズに対応した切れ目のない支援の充実を図ります。

2 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上

町内の全ての教職員が特別支援教育に係る専門性を高め、適切な指導と必要な支援を講じることができるよう県教育委員会及び関係機関と連携しながら、キャリアに応じた研修を実施します。

① 教職員の研修の充実

- ◆ 県教育委員会及び関係機関と連携し、特別支援教育に関するキャリアに応じた研修を実施したり、地区研修会等への参加を促したりしながら、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
 - ◆ 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や課題解決を図るために、特別支援教育に関する専門的な知識や技能をもつ「特別支援教育エリアコーディネーター*4 等の積極的な活用」を推進します。
- *4【特別支援教育エリアコーディネーター】特別支援教育に関する専門的な知識や技能をもち、学校の実態に即して助言等を行うことにより、通常の学級や通級による指導の充実、教員の専門性の向上等の課題解決に寄与する教員のこと。特別支援教育エリアコーディネーター以外にも、同様の役割を担うエリア通級拠点校エリアメンターやチーフコーディネーターがいる。日向・東臼杵エリアに各1名（県費）配置。

3 自立支援・就労支援の充実

県教育委員会及び地域の外部専門家と連携しながら、町内小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を見据えた進路実現を目指します。

① 知的障がいのある生徒の職業教育の充実

- ◆ 知的障がいのある生徒及びその保護者に対して十分な情報提供を行い、当該生徒及びその保護者の意見を最大限に尊重しながら自立と社会参加を見据えた進路指導を行うとともに、特別支援学校及び高等特別支援学校⁵と連携しながら、一人一人の障がいの状態や必要となる支援の内容に応じた進路実現を目指します。

*5【高等特別支援学校】知的障がいのある生徒を対象に、一般就労を目指す高等部のみの特別支援学校。

② 関係機関との連携による自立支援の推進

- ◆ 門川町障がい者自立支援協議会の機能充実と円滑な運営を目的に設置された「門川町障がい者自立支援協議会専門部会」へ積極的に参加し、関係機関との連携を密にして、地域の課題解決に向けた検討を行います。

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

現状と課題及び今後の方向性

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加傾向が続いている、極めて憂慮すべき状況にあります。

子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていく教育が求められており、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく学べる魅力ある環境となるように、学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要になります。

本町においても、不登校児童生徒数の増加傾向が見られるなど、国や県と同様の課題があり、これまで以上に家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、一人一人の課題に応じた適切な対応が求められている状況にあります。

このような状況に鑑み、本町では、児童生徒が抱える課題や悩み等に対応する取組を充実させるなど、誰一人取り残さない「みんなが安心して学べる」魅力ある学校づくりを推進していきます。

具体的には、いじめについては、「どの子供にも、どの学校においても起これ得る」ものであるとの認識に立ち、「宮崎県いじめ防止基本方針」及び「門川町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を推進していきます。

また、不登校については、ここ数年の小・中学校における不登校児童生徒数が増加傾向にある現状を踏まえ、その対応に向けた取組を推進していくとともに、いじめへの対応も含めた教育相談体制の一層の充実を図ります。

さらには、学校における身近な課題を主体的に解消する力等の社会的資質・能力の発達を支える発達支持的生徒指導^{＊1}の推進を通して、自己指導能力を身に付けさせるとともに児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、ウェルビーイングを向上させていきます。

*1【発達支持的生徒指導】特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

施策の内容と主な取組

| いじめ及び不登校への対応の充実

全ての児童生徒のよさや可能性に着目し、自発的・自主的な発達を支える発達支持的生徒指導を進めていくなど、児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進します。

また、児童生徒の悩み等に柔軟に対応していくため、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど、教育相談体制の構築に努めます。

さらには、不登校などの課題への対応のため、関係機関や民間団体等との連携を一層推進することにより、一人一人に応じた多様な学びの場の確保に努めます。

- ① 一人一人のよさや可能性に着目した発達支持的生徒指導の推進
- ◆ 子供たちが主体的に取り組む児童会活動や生徒会活動を充実させるとともに、学校を明るい雰囲気にするために子供たちが自主的に取り組むボランティア活動や部活動の取組を地域ぐるみで推進するなど、各学校における発達支持的生徒指導を通して、児童生徒が自己存在感や自己肯定感等を感じることができる魅力ある学校づくりを進めていきます。
- ② 個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築
- ◆ 児童生徒が発するいじめや不登校などのサインを見逃さないように、様々な機会・場面において教育相談やアンケート調査を実施するなど、いじめや不登校などの早期発見に努めるとともに、教職員の児童生徒に関する理解力を高める取組を推進します。
 - ◆ これまでの電話や対面での相談に加え、関係機関と連携し、一人一台タブレットPCを活用した相談体制を構築するなど、様々な悩みや不安の早期発見に努めます。
 - ◆ いじめ及び不登校等の課題が発生した場合は、いじめ・不登校対策委員会を中心に協議を進め、全職員で解決に向けた取組について考察・実践するなど、早期解決に向けて組織的に対応していきます。
 - ◆ 学校や児童生徒が抱える様々な課題の解決に向けて、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*2}等の専門家の積極的な活用を推進し、一人一人に寄り添った対応に努めます。
*2【スクールソーシャルワーカー】児童生徒が抱えている問題を解決するため、学校や家庭など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。
- ③ ネット上のいじめやトラブルを防止するための取組の充実
- ◆ 県教育委員会や警察などの関係機関と連携し、深刻化するネット上のいじめやトラブルの未然防止や早期発見・早期対応のための対策を講じるなど、情報モラルの向上及び諸課題の早期解決に向けた取組を推進します。
 - ◆ 家庭教育学級において家庭におけるSNS等の望ましい利用法について共通理解を図っていくなど、学校と家庭で連携しながら本町児童生徒のインターネット利用に起因するトラブルの未然防止に努めます。
- ④ 不登校児童生徒への対応の充実
- ◆ 門川町教育支援センター及びフリースクール等の民間団体等での受け入れ、ICTを活用した学習支援など、多様な学びの場の充実を図ることにより社会的自立への支援に努めます。
 - ◆ 門川町教育支援センターに町雇用の教育支援員を配置し、利用する児童生徒の学習支援を充実させるとともに、生活習慣の改善を図りながら学校や社会への関わりを深められるよう支援します。

2 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒への教育機会の提供・支援

外国人の児童生徒が在籍する小・中学校において、その児童生徒が日本での学校生活や社会生活に適応できるように、県教育委員会と連携し、支援の在り方について協議していきます。

また、義務教育未修了者を含め、様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方が町内にいて、かつ宮崎市の夜間中学校に通いたいという意志がある場合は、その方に寄り添いながら対応策について考えていきます。

① 日本語指導が必要な児童生徒の把握

- ◆ 町内の学校や関係各課と連携し、小・中学校における日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について調査・把握とともに、その児童生徒に必要な支援の内容について協議します。

② 日本語指導支援員の配置

- ◆ 日本語指導が必要である児童生徒の支援の度合いを踏まえて、県教育委員会に日本語指導支援員の配置を要請します。

3 経済的な支援の充実

教育に係る経済的負担軽減を図り、全ての意志ある児童生徒が安心して教育を受けられるよう引き続き支援するとともに、機会を捉えて、児童生徒及びその保護者へ修学支援に関する制度の周知に努めます。

① 特別支援教育就学奨励費による支援

- ◆ 町内小・中学校に就学し、特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等に対して、家庭の経済状況に応じて特別支援教育就学奨励費を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

② 育英資金等による支援

- ◆ 優れた資質を有し、向学心を持ちながら、家庭の経済的理由により修学が困難な生徒や学生に対して奨学金を貸与します。奨学制度や奨学金返還支援制度の周知に努めるとともに、適宜、制度の見直しを行い、支援の充実を図ります。
- ◆ 町内に在住している児童生徒に対して、準要保護児童生徒就学援助費や入学祝金等の支援を進めていきます。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策4 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

現状と課題及び今後の方向性

子供たちの育ちや学びが途切れることなく、多様な教育活動を展開していくためには、幼児教育と小学校教育の連携及び接続の充実が必要不可欠となります。

義務教育が開始される前の5歳児は、それまでの経験を生かしながら新たな課題を発見し、新しい方法を考えたり、試したりして自己を実現していく時期となります。また、義務教育の初年度となる小学校1年生は、自分の好きなことや得意なことが分かってくる中で、それ以降の学びや生活へと発展していく力を身に付ける時期になります。

幼児期の保育・教育と小学校教育とでは、カリキュラム^{*1}や指導方法が異なり、子供たちにとっては、卒園から入学時期の短期間に大きな変化を体験することになります。その結果、小学校に馴染めない状態が続く「小1プロブレム」^{*2}や不登校児童の増加が大きな社会問題となり、その解決が喫緊の課題となっています。また、幼児教育の特性に関する傾向や小学校等との認識の共有が未だに十分ではないことも課題として挙げられます。そのため、幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続を図り、子供の発達や学びの連続性を意識し、見通しを持った体系的な教育を充実させていくことが重要です。

本町においては、平成29年度に設置した幼保・小連携協議会の内容を充実させ、授業や行事、研究会等の交流を推進するとともに、5歳児から小学校1年生における計画・手順である「幼保小の架け橋プログラム^{*3}」についての具体的な取組を進められるように支援していきます。

幼児期の保育・教育と小学校教育を円滑に接続することにより「子供の不安を減少させること」や「教師側が連続性を意識することにより、意図的・計画的な指導が行えること」になります。さらに、架け橋期のカリキュラムを取り入れることで、園内でも長期にわたり小学校へのつなぎを意識した教育を行うことができます。また、架け橋期における園での環境づくりを進め、子供への関わり方の工夫を明確に示し、家庭や地域への普及・啓発を図ることで、子供たちの学びが途切れることなく、多様な教育活動を展開していくよう、幼児期の保育・教育と児童期の教育の接続を推進します。

*1【カリキュラム】学習指導要領に基づき、児童生徒が学習する教育内容を体系的に構成した学習プログラム。教育課程。

*2【小1プロブレム】小学校に就学した子供が、小学校での生活に適応できずに、精神的に不安になったことで起こす様々な行動のこと。

*3【架け橋プログラム】就学前の幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、カリキュラムや指導方法を調整する取組のこと。おおむね5歳児から小学校1年生の子供たちが学校に円滑に移行できるようにするためのカリキュラム。



施策の内容と主な取組

I 幼保・小連携の充実

実務者レベルでの幼保・小連携協議会を継続し、スタートカリキュラム^{*4}やアプローチカリキュラム^{*5}、幼保小の架け橋プログラムの作成と活用及び評価を進めることで、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携を深め、幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

*4【スタートカリキュラム】幼児期の育ちや学びを踏まえ、授業を中心とした学習へつなぐために小学校入学後に実施される合科的・関連的な指導計画のこと。

*5【アプローチカリキュラム】就学前児が小学校生活や学習へ適応し、幼児期の学びから小学校での生活や学習で生かされるように工夫された教育計画のこと。

① 幼保・小連携協議会（平成29年度設置）の充実

- ◆ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の教諭や保育士等と、小学校の第1学年担任等で構成される実務者会議として、「幼保・小連携協議会」を年2回（6月・2月）開催し、年間の共通実践事項の決定や連携・接続についての認識や情報等の共有を図り、幼保・小連携、接続体制の推進・充実に努めます。また、「架け橋プログラム」の作成を行い、カリキュラムの実施状況や効果を検証し、教育方法の改善に努めます。

② 幼保・小連携、接続の推進に関する取組・研修支援

- ◆ 小学校において、幼児期の保育・教育と小学校教育との連携、接続を具体的に示すスタートカリキュラムを、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と協力して作成し、その活用が十分に図られるよう支援します。また、就学した児童がオープンスクール等の機会を活用して、保育士が就学した児童の学習や生活の様子を参観できる体制を整え、保育士が卒園後の子供たちを継続して見守り、園と小学校の接続を確認できるようにします。
- ◆ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」（文部科学省）^{*6}を参考にしながら就学へのアプローチを意識した幼児の学び（遊び）を明確にし、その質を支える保育・教育への助言や支援の充実を図るために、幼児教育スーパーバイザー等を活用します。また、園訪問を実施することで幼児が日々どのような保育・教育を受けているのかを具体的に把握することや、今後どのような能力を身に付けてほしいかなどを関係者で共有する場を設けます。

*6【育ってほしい姿】健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・图形・文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現（文部科学省による参考例）の目指す姿を具体的に表したもの。



【幼保・小連携協議会】
(小学1年生参観後の協議様子)

門川町架け橋期カリキュラム【門川小学校、五十鈴小学校、草川小学校】(平城保育所、草川保育園、いすゞ保育園、南町保育園、にじのね、栄ヶ丘幼稚園、きぼうの森こども園)																																							
小学校1年生																																							
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3															
期待する子ども像													心と体を健やかにはぐくみ、仲間と関わるながら主体的に学び、創意工夫する門川町のこども																										
幼稚園期の終わりまで ① 健康な心と体 ② 自立心 ③ 協同性 ④ 道徳性・規範意識の芽生え ⑤ 社会生活と関わり ⑥ 思考力の芽生え ⑦ 自然との関わり・生命尊重 ⑧ 量・図形、文字等への関心・感覚 ⑨ 言葉による伝え合い ⑩ 豊かな感性と表現。 【育つてほしい姿】													小学校1年生																										
①	心の健康と生活リズムを整え、気持ちを伝えのひと体を動かすことができる												生活リズムが整ったこども（早寝、早起き、朝ご飯、朝うんち）												5歳児														
④⑤	相手の気持ちを考え、決まりや約束を守り、みんなと仲良く過ごすことができる												地域に親しむこども（あいさつ、地域の行事に参加）												5歳児														
⑩	豊かな体験からの気付きから学ぶ意欲を身につけ、工夫しながら新しい考えを生み出すことができる												自分の気持ちを表現できるこども・友達の意見を聽けるこども												5歳児														
遊びや学びのプロセス													遊びの中で気付き・学びの芽生え													5歳児													
★遊びや学びのプロセス	★早寝・早起き・食事・排泄の生活に必要な基本的習慣リズムが整う												・元気よく接吻をする ・好き嫌いをなくし、楽しく食べる ・全身を使って遊びを感じる												5歳児														
	★集団遊び												・自分で物事について考えられる ・おもちゃの買い出しや集団遊びを通して、ルールを守る大切さを知る ・子ども同士でルールを決めて遊びを進める ・友達と一緒に遊ぶ楽しさを発展させる ・自分の思いや気持ちを言葉で伝えようとする ・絵本などの読み聞かせ												5歳児														
★集団活動	★絵本などの読み聞かせ												・人の話を聞いて自分の思っていることや経験したことなどを言葉で伝える ・数量や图形などの文字に興味や関心をもつ												5歳児														
	★絵本などの読み聞かせ												・生活リズムや時間を意識した生活を取り入れ、自主的に生活が送れるようになる ・ひとりひとりの行動力、成長、興味関心などを見逃さず、タイミングよく褒め、励ます ・グループ活動の中で人との関わりが深まるよう援助をする ・全員運動を取り入れた保育や自分で意欲的に取り組めるものを取り入れるなど環境構成を工夫する ・時間や生活の流れの見通しを持ち、保育室に時計やカレンダーを設置するなどレイアウトを工夫する ・様々な素材を用意し、自ら選択し最後まで取り組むことができる雰囲気づくりをする ・声の物差し・鉛筆の握り方・姿勢の正し方（立腰の図）・門川「授業の五箇条」・ルールを守って生活すること												・丁寧な指導と称賛を重ねることで、基本的な生活習慣を身に付けさせたり、自己肯定感を高めたりして落ち着いて学校生活を送ることができるようになります。 ・自分と異なる相手の発言を受け入れ、話し合って決めようとする学級の雰囲気作りに努める。 ・ペアやグループでの活動の機会を多く設定し、いろいろな友達との関わりを深めさせる。 ・基本的な生活習慣や学習内容についてできるだけ視覚で示し、主体的に行動できるように支援する。 ・子どもの話に共感しながら、互いに認め合える温かみ学級づくりを行う。												5歳児		
社会性の育成													・学校の生活科を中心とした単元構成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・学校生活科を中心とした単元構成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													
社会性の育成													・社会性の育成													5歳児													

【架け橋期のカリキュラム（イメージ）】

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策5 確かな学力を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

現在、将来の変化を予測することが困難な時代といわれ、子供たちには、新しい時代に、自らの人生を切り拓き、生涯を生き抜く力を培っていくことが求められています。こうした力を伸ばしていくためには、日々の教育課程や各教科等の授業を通して、確かな学力を身に付けさせることが、これまで以上に重要となります。

現行の学習指導要領においては、児童生徒が新しい時代で求められる資質・能力を「実際の社会や生活で生きて働く『知識・技能』」、「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」の3つの柱で捉え、「何ができるようになるか」という視点を基に、学校の教育活動全体を通して、新しい時代の実社会や実生活の中で、子供たちが学んだことを活用できる力へと高めることができます。

そのためには、「どのように学ぶか」という視点に立ち、児童生徒が能動的に学び続ける「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が不可欠です。その実現を支える基盤として、教育課程に基づいた組織的かつ計画的なカリキュラム・マネジメント^{*1}の充実が極めて重要であり、学校の教育活動の質の向上に向けて、継続的な改善に努めることが求められています。

本町における児童生徒の近年の全国学力・学習状況調査の結果について、小学校においては国語科及び算数科で全国水準を下回る結果が続きましたが、令和6年度は、国語科、算数科ともに全国水準またはそれを上回る結果となりました。中学校においては、全国水準を下回る結果が続いており、引き続き取組が求められます。また、ここ数年の標準学力検査（CRT）においては、小学校は全学年で全国水準程度の結果を出していますが、中学校においては、数学科、理科、英語科に課題が見られるところです。

このような状況を踏まえ、全国学力・学習状況調査やCRT等の各種調査結果を基に、各学校が年間を通して実態に応じた組織的な取組が推進できるように支援しながら、本町児童生徒の学力の向上を図ります。併せて、授業力の向上をねらいとした研修会や学校支援訪問等の充実にも努めます。

*1【カリキュラム・マネジメント】児童の実態を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図ること。

施策の内容と主な取組

I 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

児童生徒の学力や学習状況を的確に分析し、各校における学力向上マネジメントサイクルが機能するよう支援し、確かな学力の向上を目指します。

① 児童生徒の学力の把握

- ◆ 町や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進するために、各種学力調査を実施します。その結果については、町教育委員会と各学校がそれぞれの立場から具体的に分析を行い、共有するとともに、各学校での指導方法の改善や校内研究、町の学力向上を目的とした研修内容等に反映させます。

【各種学力調査】

実施	各種調査名	実施時期	対象学年（教科）
国	全国学力・学習状況調査	4月中旬	小6は（国・算）、中3は（国・数）を実施 ※令和8年度、中学校で英語科も実施 ※令和10年度、小・中学校ともに理科も実施
町	標準学力検査	11月下旬	小1～6（国・算）
町	標準学力調査		中1・2（5教科）

② 学力向上マネジメントサイクルによる支援

- ◆ 各種学力調査と町内の各種研修会等を有機的に結び付けた門川町学力向上マネジメントサイクルの機能の充実を図り、年間を見通した共通理解・共通実践が進められるように支援します。カリキュラム・マネジメントの視点から、本町では、年度当初に各学校・学年・教科ごとに数値目標を設定し、次年度の計画につなげることを重視したPDCAサイクル*2により各校独自の学力向上対策が推進できるよう支援します。

門川町学力向上マネジメントサイクルについては24頁に掲載しています。

*2【PDCAサイクル】管理する業務を円滑に進める手法の一つ。「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、成果につなげる考え方。

2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

基礎的な知識及び技能や思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。

また、授業改善をねらいとした研修会や学校支援訪問の実施により、組織的な取組の推進を図るとともに教員の指導力を向上させ、児童生徒の学力向上を図ります。

① 「個別最適な学び」*3と「協働的な学び」*4の一体的な充実が図られた授業の推進

- ◆ 習熟度別少人数指導により児童生徒の理解度に合わせた指導を行ったり、タブレット端末等を用いて、児童生徒一人一人の理解度に合わせた課題解決を図る活動を設定したりするとともに、ペアやグループでの対話等を通して課題解決を図る活動を取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業を推進します。

*3【個別最適な学び】児童生徒一人一人の理解の度合いや関心、特性等に応じて、最適な内容や方法で行われる学習。

*4【協働的な学び】児童生徒が互いの考えを基に、対話や関わり合いを通じて、課題解決に取り組み、学びを深め合う学習。

② 学力調査の結果等を基にした研修会等の実施

- ◆ 学力向上を目的とした以下の研修会を開催し、学力調査の結果等で明らかになった課題等について解決の方策を明らかにします。

- ・ 門川町学力向上プロジェクト委員会*5（年間6回程度開催、関係部会の代表者に委員を委嘱）
- ・ 門川町教育振興研究会*6（教科領域等研究会、各種教育研究会、教育講演会等を実施）
- ・ 門川町教育研究所（年間20回程度開催、各校の希望者〔1～2名〕に研究員を委嘱）

*5【門川町学力向上プロジェクト委員会】本町の児童生徒の学力向上を図るために、町内全小・中学校で取り組むべき内容、特に学習指導及び教育課程の工夫、家庭との連携による指導等について検討し、実践化を図る会。

*6 【門川町教育振興研究会】知・徳・体バランスのとれた児童生徒の育成を図るために、町内教職員で教科領域や教科領域外の研究会を開き、課題解決に向けた授業や日常指導の在り方を研究する部会。

③ 学力向上のための学校支援訪問の実施

- ◆ 各学校への支援訪問を計画的に実施し、学校の課題やニーズに応じた指導・助言を行うことにより、円滑な学校組織マネジメントの確立と、各学校や地域の実態に応じた豊かで活力のある教育活動の具現化を目指します。

参考（令和7年度の学校支援訪問）

- ・ 授業力向上推進校訪問 （目的：授業力向上、学力向上） ····· 小学校1校
- ・ 教科指導力向上推進校訪問 （目的：教科指導力向上、学力向上） ··· 中学校
- ・ 学校経営マネジメント訪問 （目的：学校組織マネジメントの確立） ··· 全学校

授業力向上推進校訪問と教科指導力向上推進校訪問の授業研究会については、町内全教員が参加し、小小連携及び小中連携の機会として、学力向上等について情報交換を行います。

- ◆ 各学校における授業力向上のための研修会等に指導主事等が積極的に参加し、指導・助言や情報提供を行うとともに、北部教育事務所と連携し、教科の専門性を踏まえた指導・助言を行うことで、学校支援訪問の充実を図ります。

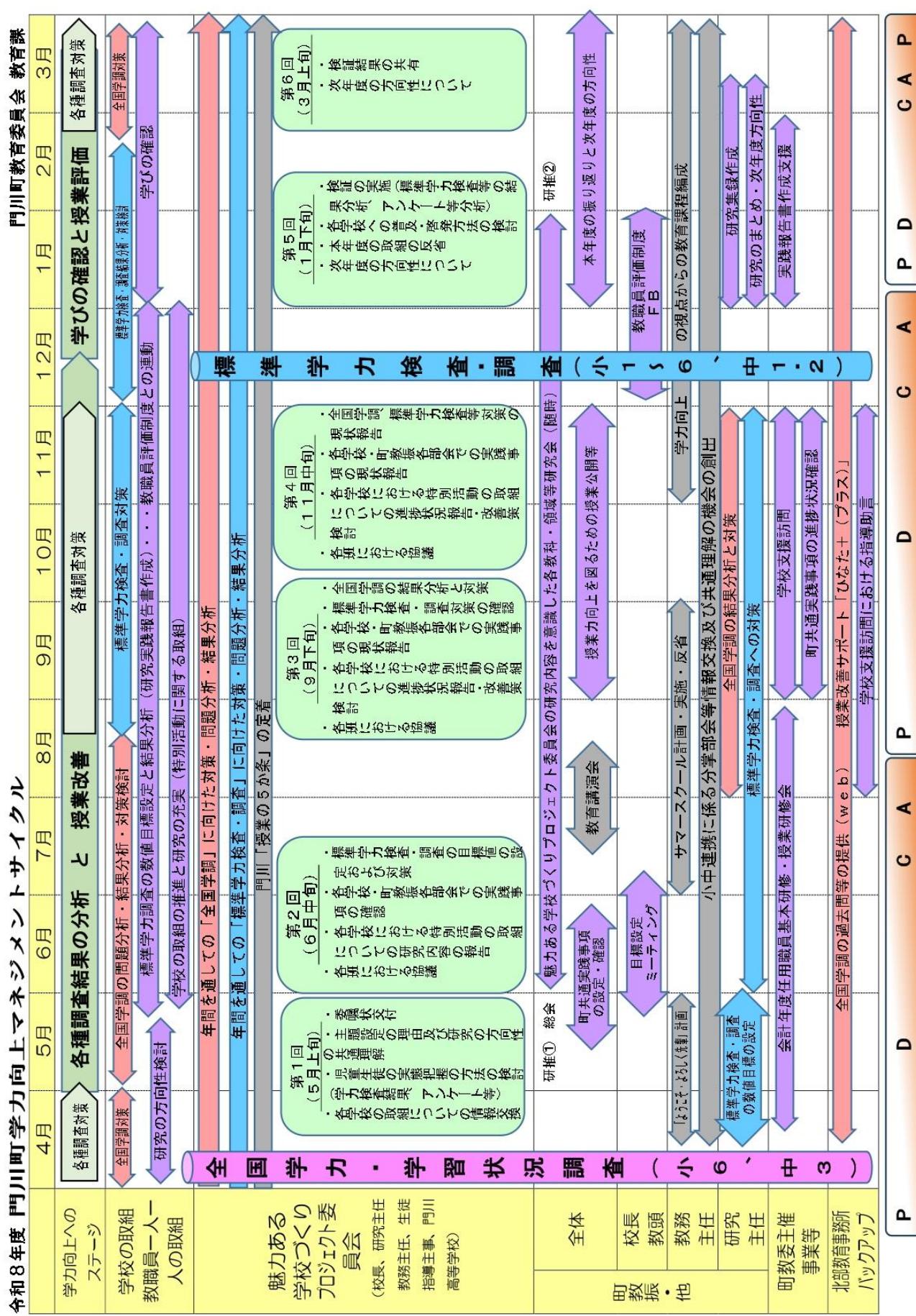
④ 学力向上を図るための組織的取組の推進

- ◆ 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチング、小学校における教科の専門性を生かした指導など、学校の組織的取組の工夫・改善を図ります。また、これらの取組が円滑に進められるように、学校の実態に応じ、町雇用の教育支援員（学力向上支援員）の配置を行い、個に応じた指導を推進します。
- ◆ 児童生徒の学力向上を図るために、「ひなたの学び」（県教育委員会作成）を基に、単元全体や1単位時間を見通しながら計画的に習熟・定着の時間を設定します。また、各校の教育課程編成の工夫により、補充問題や活用問題に挑戦させる時間を定期的に設定するようにし、全教職員が一丸となって学力の向上を図ります。
- ◆ 関係部会の代表者が集まって、本町の学力向上の課題を基に研究の方向性や授業力を高める方策等を検討する「門川町学力向上プロジェクト委員会」を開催（年間6回程度）し、共通理解・共通実践を図ります。特に、各学校での主題研究や門川町教育振興研究会、門川町教育研究所の取組に関連を持たせながら取組を推進します。
- ◆ 「門川町学力向上プロジェクト委員会」において、授業や生徒指導の基本となる門川「授業の5か条^{※7}」を作成し、町内4校で共通理解・共通実践を図ります。

^{※7}【授業の5か条】本町児童生徒の学習基盤を確立することをねらいとして、授業に取り組む姿勢や学習の下支えとなる生徒指導等について、小・中学校で連携し、まとめたもの

⑤ 資質・能力のバランスのとれた学習評価

- ◆ 授業では、ワークシートや振り返りカード、ノートへの記述、話合いの記録などを活用し、児童生徒の学習の過程や成果を捉え、評価を充実させます。
- ◆ 「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」のバランスに配慮した学習評価を授業改善に生かしていきます。また、学校支援訪問では、授業者全員が学習指導案を作成し、指導と評価の一体化を目指した授業づくりに取り組むとともに、研究会で指導主事が指導・助言や情報提供等を行いながら、研修の充実を図ります。



【門川町学力向上マネジメントサイクル】

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策6 教育の情報化の推進

現状と課題及び今後の方向性

Society5.0の時代を迎え変化の激しい情報化社会で活躍できる人材を育てるために、情報を活用する能力を育成するとともに、教育のデジタル化を進めることができます。

デジタル化の推進においては、第1段階の「デジタイゼーション^{*1}」をふまえて、第2段階の「デジタライゼーション^{*2}」への移行を着実に進め、その後の「デジタルトランスフォーメーション^{*3}」を見据えることが肝要になります。教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまでも手段の一つであることに留意しつつ、デジタル化を通して問題解決や新たな技術開発ができる人材の育成を目指します。今後は、ICT^{*4}をはじめAI^{*5}やロボット技術など幅広い分野において技術革新が進展すると予想されており、それらを活用することで様々な課題解決につながることが期待されています。

端末を単に授業で活用するだけではなく、どのように活用するかが重要になります。例えば、「児童生徒同士がやりとりする場面」での活用や「自分の特性や理解度・進路に合わせて取り組む場面」、「児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」等での活用になります。そのためには、教職員のスキルアップが必要不可欠になります。

文部科学省が行った令和6年度全国学力・学習状況調査の結果から、「課題解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、考えをまとめ、発表・表現する場面でICTを活用している。その両方に取り組んだ学校グループの児童生徒は、それ以外のグループよりも各教科の正答率が高い」ことが分かっています。

本町においても、児童生徒の資質・能力の育成に向けてデジタルやICTの強みを最大限に活用し、一人一人の可能性が最大限に引き出されるよう支援します。具体的には自分やグループの考えをまとめ、発表・表現する場面で効果的にICTを活用し、課題解決につなげる学習活動を行っていきます。

令和2年度にGIGAスクール構想^{*6}による1人1台端末の導入を行い、第三次門川町教育振興基本計画の推進指標である「タブレットPCを授業の中で活用できますか」の目標値（令和7年度：80%）は達成されつつあるため、端末の更新（令和8年度予定）に伴い、更に高い目標を掲げ、その達成に向けて全力で支援します。そして、変化の激しい社会の中で主体的に学び続け、社会の変革に貢献できる力の育成を目指します。

*1【デジタイゼーション】物理的に保存されている情報を、コンピュータで処理できるデジタルデータに変更すること。

*2【デジタライゼーション】アナログ媒体での業務をデジタル管理にして業務を改善すること（例：紙の教材の組み合わせからデジタル教材の最適な選択を行うこと）。

*3【デジタルトランスフォーメーション】データとデジタル技術を活用した教育を行うことで、学習のあり方や教育手法、教職員の業務など学校教育のあらゆる点において変革を行うこと（例：教育データに基づく教育内容の重点化と教育活動に生かされる物や人の配分の最適化を図ること）。

*4【ICT】パソコンやインターネットなど情報を伝達するための技術全般のこと。

*5【AI】人工的に作られた知能で、自己学習能力を備えたコンピュータプログラムのこと。

*6【GIGAスクール構想】1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTの調和を図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す構想のこと（Global and Innovation Gateway for Allの略称）。



施策の内容と主な取組

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を、全教育活動を通して教科横断的に育成します。

① ICTの強みを最大限に生かした授業改善

- ◆ 端末の更新、最適なツールの導入について各種計画（端末整備・更新計画、ネットワーク整備計画、校務DX計画、端末の利活用に係る計画）を基に進めます。
- ◆ 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるために、ICTを積極的に活用し、授業改善を図ります。

② プログラミング教育の充実

- ◆ 児童生徒が、生活や社会の中でコンピュータを活用して、課題を発見し解決する力を身に付けるためのプログラミング教育の充実を図ります。

③ 情報モラル教育の充実

- ◆ 児童生徒が情報社会で生きていく中で行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、情報を正しく安全に利用するため、関係機関と連携し、情報モラル教育の充実に努めます。

2 教職員のICTの活用指導力^{*7}の向上

*7【ICTの活用指導力】教育現場において情報通信技術（ICT）を効果的に活用し、児童生徒の学びを支援するための教職員の能力のこと。

町内全ての学校や地域において誰一人取り残さずに、積極的なICTの利活用を行うため、教職員のICTの活用指導力の向上を図ります。

① 授業における実践事例や指導教材の共有

- ◆ 活用事例の共有を図りながら、教職員の指導力を高め、教科指導において児童生徒が積極的にICTを活用する機会を増やすことで、ICTの特性や強みを生かした主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。また、習熟度が異なる児童生徒にも対応できるAIドリル^{*8}等の導入について積極的に検討を行います。

*8【AIドリル】人工知能を活用し、タブレット等を通じて個別最適化された学習を支援する教材。

② ICTの活用に関する研修の充実

- ◆ ICTの使い方や日常の指導につながる研修等の機会を提供します。また、ICT支援員により、指導に不安や課題を感じている教職員に対して支援を行います。

3 ICTを活用するための環境の整備

全ての端末が快適に使用できる環境を整え、個別学習や協働学習に適した機器等の整備によって学習活動の充実を図ります。

① 情報セキュリティ対策の推進

- ◆ 端末更新に伴い、必要なセキュリティ対策を講じた上で、クラウド^{*9}上のデータやサービスを活用することを前提とした教育情報セキュリティポリシーの改訂を行い、クラウドの活用を一層推進します。
*9【クラウド】インターネットを通じてデータを保存したり、ソフトや教材を利用したりできる仕組み。また、資料や学習内容に関するデータを安全に保存し、必要な時に活用できるシステム。

② ネットワーク環境の充実とICT機器等の活用

- ◆ 児童生徒が日常的に、1人1台の端末や図書館等を活用した学習活動に快適に取り組めるネットワークの整備及び児童生徒の学習形態に応じたICT機器等の整備を、各種計画に則り推進します。

③ 家庭学習におけるICT活用の推進

- ◆ 児童生徒の学習の機会を適切に確保することができるよう、持ち帰り学習のルールの徹底を図るとともに、貸出用Wi-Fi機器等の環境を整え、保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習におけるICTの活用を推進します。

④ 教育データの利活用の推進

- ◆ 蓄積した様々な教育データを連携し、共有することによって、指導が必要な児童生徒の早期発見や、特性・能力に応じた学習支援の改善につなげるなど、教育データの活用についての取組を進めます。

4 ICT推進体制の整備と校務の改善

教育活動に専念できる環境づくりに向け、教育の情報化の推進体制を整備し、「宮崎県統合型校務支援システム^{*10}」（更改予定）の有効な活用を研究し、校務の情報化を推進します。

*10【宮崎県統合型校務支援システム】学校における業務改善を目的として、県・市町村が統一して導入する情報管理システム。成績や各種記録等のデータ蓄積・有効活用等、情報の一元管理を行うことで、教職員の事務作業負担軽減を図ったり、データに基づく効率的な指導を行ったりすることが可能となる。

① 学校現場を支える推進体制の整備

- ◆ ICT教育担当の教職員の負担が過度にならないよう、学校間や学校種を越えて、情報を共有できる体制を構築するなど、組織的な対応ができるように支援します。

② 統合型校務支援システムの活用・改善による校務の情報化の推進

- ◆ 統合型校務支援システムの活用・改善を図り、効率的な校務処理を行うことで、教材研究の時間を確保したり、共有できる児童生徒の情報を増やしたりすることで、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。また、次期校務支援システム^{*11}の導入についても県と連携を図りながら、研究します。

*11【次期校務支援システム】教職員の業務負担の軽減などに向けて、クラウド環境での利用を前提としたシステムで令和9年度以降に導入するもの。

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策7 ふるさとを愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

少子高齢化や都市部への人口流出に伴い、地域の結び付きや連帯意識の希薄化が進行し、地域の持続的な発展には、地域の課題を自ら解決しようとする意識や行動が今まで以上に求められています。現行の学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現や令和4年改訂の生徒指導提要などで、子どもたちが地域社会に積極的に関わり、多様な社会的活動に参画する態度を育む教育の重要性が示されています。

また、本県においても、宮崎県教育振興基本計画（令和5年策定）において、ふるさと宮崎を知り、ふれ合い、関わりを深めることで、ふるさとへの誇りと愛着を育み、地域への関心を高めることの必要性を明示しています。

本町の児童生徒における全国学力・学習状況調査の意識調査（令和7年度）「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の結果から、小学校6年生及び中学校3年生の肯定的な回答の割合は、全国平均と比べて低い傾向が見られます。

この課題に対応するため、子どもたちがふるさとに関心を深め、地域社会の一員としての自覚を持ち、積極的に地域づくりや地域活動に参画する態度を育む取組を充実させていきます。

こうした取組を通して、学校や地域で、子どもたちがふるさと門川の魅力を知り、地域とのつながりを深める体験を重ねることにより、ふるさとへの誇りや愛着を醸成します。また、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等、学校の様々な教育活動を通じて、地域社会の一員としての自覚や、主権者として必要な資質を育て、子どもたちの地域社会に参画する態度を育みます。

施策の内容と主な取組

| 学校における「ふるさと学習」の充実

学校教育において、児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるように、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと門川に学び、誇りや愛着を育む教育の充実を図ります。

① 地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進

- ◆ 各教科や総合的な学習の時間等を中心とした体験活動や探究活動を推進することで、地域に対する誇りや愛着を育む教育の充実を図ります。
- ◆ 自然・環境、歴史・伝統、生活・産業・文化など、本町の豊かで多様な教育資源を授業で積極的に活用するように支援します。

【ふるさと学習のテーマと内容<例>】

分野	ふるさと学習のテーマと内容 <例>
自然・産業	<p><u>【テーマ】かどがわの豊かな自然を見つめよう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンムリウミスズメの生態を調べよう・・「棲んでいるところ」「子育て」「絶滅危惧種」「守る取組」等 ・海と生き物のつながりを調べよう・・・・「海の生き物」「生き物同士のつながり」「人と生き物のつながり」等 ・海と川や山のつながりを調べよう・・・・「川の生き物」「川の動き」「山の動き」等 ・門川の豊かな自然を守ろう・・・・・・・「かどがわの自然を守る取組」「将来の門川について考えよう」等 ・門川の豊かな自然にふれよう・・・・・・・「はぐくもう！ふるさと愛！小学生“乙島”体験事業」
歴史・文化	<p><u>【テーマ】かどがわの歴史を調べよう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に残るものを調べよう・・・・・・・「城や砦の跡」「焼き窯の跡」「神社やお寺」「堰や用水」等 ・昔の生活を調べよう・・・・・・・「民俗資料展示室」「昔の道具を探そう」「我が家の中」等 ・昔の産業や農業を調べよう・・・・・・・「炭焼き」「米作り」「野菜作り」等
先賢の精神	<p><u>【テーマ】かどがわの先人・名人・達人に学ぼう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先人の苦労と知恵を学ぼう・・・・・・・「井堰」「用水の役割」等 ・地域に伝わる祭りを調べよう・・・・・・・「だんじり祭り」「臼太鼓踊り」「神楽」「裸参り」等 ・地域の言い伝えを探し出そう・・・・・・・「災害の言い伝え」「不思議な言い伝え」「愉快な言い伝え」等

② 豊かな体験活動の充実

- ◆ 地域や学校の特色に応じた自然や文化芸術などの地域資源を生かした体験活動（わんぱく芸術家、「守りつなごう五十鈴川流域」かるた作製・かるた大会等）や、地域人材を活用した「ようこそ先輩・よろしく先輩」*1を通して、地域のよさや課題について理解を深められるようにします。特に、創作活動や地域の人との交流においては、児童のアイデアや思いを生かしながら、自分の関わり方や生き方を考えることができる教育の充実を図ります。

*1【ようこそ先輩・よろしく先輩】学校や家庭、地元協働し、本町の児童生徒に将来の夢や希望を持たせるキャリア教育のこと。地域の大人が学校に出向き、授業や集会で講話・交流等を行うことを「ようこそ先輩」、児童生徒が施設や職場に行き、話を聞いたり、職業体験をしたりすることを「よろしく先輩」という。

- ◆ 町内の小学校4年生を対象とした「はぐくもう！ふるさと愛！小学生“乙島”体験事業」を通して、地域の大人に見守られながら、門川の自然や人の温かさにふれ、ふるさとのよさを実感する体験的な学びの充実を図ります。



【はぐくもう！ふるさと愛！小学生“乙島”体験事業】

③ 社会科副読本（小学校3年生用）の活用促進

- ◆ 本町に関する情報や様々な資料が掲載されている社会科副読本「わたしたちの門川町」（令和6年度改訂）デジタルブック版を有効に活用し、町内の産業やその特色等について学ぶことで、地域のよさや課題に目を向けたり、地域への誇りや愛着を育んだりする学習活動を推進できるよう支援します。

2 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進

学校での横断的・探究的な学習を充実させるとともに、「わたしたちの思いを語る会」の開催を活用し、児童生徒が地域社会の一員として主体的に地域の課題解決に参画する態度を育む教育の推進を図ります。

① 特別活動における取組の充実

◆ 児童会活動や生徒会活動の一環として、資源物の回収や募金活動等を行うとともに、地域住民と児童生徒が協力して行う地域の公園の清掃や学校周辺の花壇整備や栽培活動等を通して、地域の課題に目を向け、解決を図ろうとする態度が育成できるよう支援します。

② 総合的な学習の時間における横断的・探究的な取組の充実

◆ 総合的な学習の時間においては、新たな活動を発見し、各教科等の学習で身に付けた知識・技能を活用しながら、主体的・協働的に課題解決に取り組むことを通して、積極的に社会に関わろうとする態度の育成が図られるよう支援します。

③ 「わたしたちの思いを語る会」の開催

◆ ふるさとのよさや課題、持続可能な門川町の在り方について考え、町民に対して意見発表する場として「わたしたちの思いを語る会」を毎年開催し、ふるさとを知り、ふるさとに学び、ふるさとに関わりを持ち、誇りや愛着を持って生きていこうとする児童生徒の成長を支援します。

◆ 多くの地域住民や関係者への出席を促すとともに、内容の充実を図り、子供も大人も一緒になって「ふるさと門川」について考える機会にします。

④ 主権者教育の推進

◆ 社会科の授業において国会や選挙の仕組みを学び、投票の重要性を理解するとともに、模擬選挙や生徒会役員選挙での投票体験、門川町選挙管理委員会による出前授業等を通して、社会の一員として主体的に社会の課題の解決に関わる力を育み、主権者教育の充実が図られるよう支援します。

3 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

学校と地域の様々な情報を共有する仕組みづくりや、地域学校協働活動に関わる関係機関との連携強化を図ることで、児童生徒が地域活動に参画しやすい環境の整備を進め、地域における「ふるさとに学ぶ活動」を推進します。

① 地域における体験活動の推進

◆ 児童生徒が地域社会の一員としての自覚をもち、主体的に地域活動へ参画する意識を高めることができるように、本町の様々な審議会・協議会等に、児童生徒の声が届けられるようにするとともに、地域の多様な教育資源を活用した体験プログラムの開発や情報発信に努めます。

◆ 学校運営協議会においては、地域の重要課題である防災について協議を重ね、避難訓練への地域住民の参加や門川高等学校や門川中学校のSPS（セーフティープロモーションスクール）サポーター^{*2}の協力を通じて、学校と地域が連携・協働して訓練を実施するなど、地域と一体となった防災意識の向上を図ります。

*2【SPSサポーター】教職員や児童生徒、保護者、地域の関係者が学校安全の重要性を共有し、組織的かつ継続的に学校安全の取組を協働して行う学校におい

て防災についての知識等を身に付け、安全・安心な環境づくりを推進する役割を担う生徒

② 地域活動に参画できる体制づくり

- ◆ 学校運営協議会と地域学校協働本部^{*3}の連携強化を図ることにより、学校や企業、地域関係団体等の相互連携を促し、児童生徒が地域活動に参画しやすい体制づくりを推進します。

*3【地域学校協働本部】地域住民や団体、学校関係者等が連携し、地域ぐるみで子供の学びや成長を支える体制

- ◆ 地域学校協働活動推進員^{*4}が、学校と地域の橋渡し役となり、地域の人が教育活動に参加する機会を広げています。子供たちが地域の人の思いにふれることで、地域への理解と愛着を深め、地域活動への参画意識を高める機会とします。

*4【地域学校協働活動推進員】学校と地域の連携を支援し、協働活動の企画や調整を行う人材

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

現在、我が国及び国際社会は、グローバル化の進展や生成AI^{*}等の先端技術の急速な発展により、社会の構造や人々の暮らしが大きく変化しています。今後も、IT化や情報化は加速度的に進展し、将来の社会を見通すことが一層困難になると予測されています。また、気候変動やエネルギー資源の制約、人口動態の変化といった地球規模の課題も深刻さを増しており、2030年の達成を目指す国連の持続可能な開発目標（SDGs）についても、残された期間の中で目標達成に向けた取組の推進が国際的に求められています。

こうした中、未来の社会を担う子供たちに、変化の激しい時代を生き抜くために必要な資質や能力を育むことが求められており、あらゆる分野において、次代を牽引する多様な人材の育成が急務となっています。

本県においても、少子高齢化の進行や若者の県外流出などにより、持続可能な地域づくりが課題となっている一方で、豊かな自然環境や食、文化、スポーツといった地域資源を生かした新たな可能性も広がりを見せています。

本町においても、国際化の進展や少子高齢化、地元産業の活性化、環境への対応といった課題に的確に向き合っていく必要があります。これらの課題に応えるため、地域人材を活用したキャリア教育「ようと先輩・よろしく先輩」や外国語指導助手（ALT）との連携を通じて、国際理解教育や外国語教育の充実を図り、グローバルな視野と主体的に生きる態度を育んでいきます。

また、持続可能な社会の実現に向けて、総合的な学習の時間等を活用し、地域の自然や環境を題材とした探究的な学習を推進することで、社会と自然環境との共生を目指す態度や行動力を育む環境教育の充実に努めます。

*1【生成AI】人が入力した指示に応じて、文章や画像等を自動的に作り出す人工知能技術。

施策の内容と主な取組

I グローバル化に対応した教育の推進

地域や我が国の伝統・文化を尊重し、ふるさと門川を愛する教育を推進するとともに、海外に視野を向ける体験的な研修を実施したり、学校内外での外国語教育を充実させたりしながら、グローバル化に対応した教育を推進します。

① 國際理解教育の推進

- ◆ 国際理解の基礎となる地域や我が国の伝統・文化への理解を深めるために、総合的な学習の時間や外国語科の学習を中心に、「ようと先輩・よろしく先輩」等を活用しながら、児童生徒にふるさと門川への郷土愛を育む活動を推進します。
- ◆ 授業以外の場面や学校外においてもALTを積極的に活用し、児童生徒が交流や体験を通して、外国の文化や生活習慣等を楽しく学び、正しく理解を深められるような教育を推進します。

② グローバル化に対応した人材の育成

- ◆ 平成7年度から実施している「門川町中学生英語研修派遣事業」において、ALT経験者等との交流活動や英語を用いたコミュニケーションの体験を更に充実させることにより、コミュニケーション能力やグローバルな視野等を身に付けた、未来の門川町を牽引する人材の育成を目指します。
- ◆ ICTを活用し、インターネットやオンライン交流を通じて国内外の多様な情報や文化に触れ、多角的な視点や柔軟な思考力を養い、グローバルな視野を身に付けた児童生徒の育成を図ります。



【門川町中学生英語研修派遣事業の様子】

③ 外国語教育の充実

- ◆ 小学校における外国語活動や外国語科にもALTを積極的に活用するようにし、早い段階から外国語に親しむ環境を整えます。

2 科学技術教育の推進

身近な企業や関係機関と連携し、科学技術に関する参加体験型学習やコンクール等を支援し、科学技術教育の充実に努めます。

① 関係機関と連携した科学技術教育の推進

- ◆ 身近な企業からの出前授業や県教育委員会によるアシスト事業、工場等で実験・実習等の参加体験型学習を行う「講師派遣事業」（延岡市教育委員会主催）を積極的に活用し、児童生徒に地域の持つ技術力に触れさせるとともに、生活の中での科学の役割や必要性を実感する機会を設定します。

② 参加体験型学習やコンクール等の取組の充実

- ◆ 「サイエンスコンクール」（日向地区小・中学校理科部会主催）や「ひなたサイエンスキャラバン」（県教育委員会主催）等の積極的活用を図り、児童生徒の自然の事物・事象に対する興味・関心を高め、科学技術教育の充実を図ります。

③ SPS（セーフティープロモーションスクール）認証校の取組を生かした安全教育の推進

- ◆ SPS認証校である門川中学校の取組を支援するとともに、大学や高等学校との連携によって得られた新たな視点を町内小学校へ広げ、科学的な見方や考え方を身に付け、適切な行動がとれる児童生徒の育成に努めます。

3 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進

総合的な学習の時間等において、持続可能な社会の実現に向けた身近な課題についての探究的な学びや地域との連携を通じた教育の充実に努めます。

① 教育活動全体を通じた E S D の推進

- ◆ 総合的な学習の時間をはじめ各教科や特別活動にE S Dの視点を取り入れ、探究的な学びや地域との連携を通して、持続可能な社会の担い手を育成する教育の充実を図ります。
- ◆ 企業等の人材を招聘し、環境に配慮した取組について講話をを行ったり、社会福祉協議会と連携して福祉の視点を学ぶ機会を設けたりするなど、実社会と結び付いた学びを推進します。

② 環境教育の推進

- ◆ 総合的な学習の時間に町内河川の水質・生き物調査やカンムリウミスズメの生態調査など、児童生徒にとって身近な自然や環境を素材とした調査活動を推進することで、探究的に学ぶとともに、主体的に環境を保全する活動に取り組む態度を育成します。
- ◆ 町内の小学校4年生を対象とした「はぐくもう！ふるさと愛！小学生“乙島”体験事業」を通して、ふるさと門川の魅力や課題にふれるとともに、持続可能な社会の実現に向けた学びを推進します。



基本目標3 「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成」

施策9 キャリア教育・職業教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

現代社会においては、子供たちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的变化、雇用の多様化・流動化等により、子供たちが自分の将来を考えるのに役立つ理想とする大人のモデルを見つけにくくなっています。自らの将来に向けて希望あふれる夢を描くことが容易ではなくなっていると言われています。

また、環境の変化によって、例えば、身体的には早熟傾向にあるが、精神的・社会的側面の発達がそれに伴わず遅れがちであるなど、子供たちの心身の発達にも影響を与え始めていると言われています。

とどまることなく変化する社会の中で、子供たちが希望を持って自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくためには、変化を恐れず変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠となります。

そのため、学校には、日常の教育活動を通して児童生徒に仲間と協力して学ぶことの楽しさを体得させ、未経験の体験に挑戦する勇気及び生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくりていくことや、自然体験や社会体験等の体験活動を通して他者の存在の意義について認識させるとともに、社会への関心を高めたり社会との関係を学ばせたりするなどし、将来の社会人としての基盤をつくりしていくことが求められています。

加えて、児童生徒の勤労観や職業観を確立し、自分らしい生き方を実現していく力を育んでいくことも求められています。

本県においては、産業界や関係機関との連携を図ってきたことで、県内就職率は着実に上昇していますが、依然として多くの高校卒業生が県外に流出しているといった課題があることから、小・中学校段階から本県で働くよさについて知ってもらう必要があります。

本町においては、令和6年12月の街の幸福度や住み続けたい街に関する調査（民間調査）で九州トップクラスの評価を得ましたが、令和7年度全国学力・学習状況調査（令和7年4月）の生徒質問調査（中学校第3学年）において、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか。」との問いに、「ある」（「よくある」、「ときどきある」を合わせたもの）と回答した生徒の割合や、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」との問いに、肯定的（「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」を合わせたもの）な回答をした生徒の割合が全国平均を下回っていることから、学校や家庭、地域が連携し、社会全体で子供たち一人一人のウェルビーイングを向上させていくとともに、本町で働きたり生活したりするよさについて知ってもらう機会を適宜確保していくことが必要です。

今後は、県教育委員会と連携を図りながら、子供たちに社会的・職業的自立の基盤となる態度や能力を育てるキャリア教育を積極的に推進し、各学校段階における地域人材や地元企業等と連携した「ようこそ先輩・よろしく先輩」等の体験的・実践的な取組をより一層充実させていくとともに、本町への移住者や本町での就職希望者が増えるよう、本町で働きたり生活したりするよさについて知ってもらう取組を推進しながら、将来本町を支えていく地域人材を育てていきます。

施策の内容と主な取組

I 児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進

児童生徒が自分の生き方や将来について考え、勤労観・職業観等を形成・確立していくように、各学校におけるキャリア・パスポート^{*1}の積極的活用について支援していくとともに、関係機関・団体等との連携強化に努めるなど、地域と連携したキャリア教育を推進します。

*1【キャリア・パスポート】児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動における自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたキャリア教育の記録のこと。

① 各学校段階に応じながら接続したキャリア教育の推進

- ◆ 児童生徒が自分の成長を実感し、自身の将来の生き方について考えることができる「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校までの12年間をつなぐキャリア教育を推進します。
- ◆ 「キャリア・パスポート」が効果的に機能するように、教務主任会等を通して学校間での情報共有を図るとともに、活用を促進します。

② 県内のキャリア教育支援センター^{*2}との連携

- ◆ 地域学校協働活動推進員や地域学校協働本部を中心に、町内の企業や地域関係団体等との連携を強化・拡大し、県内のキャリア教育支援センターとも連携を図りながら、キャリア教育を推進する体制の充実を図ります。

*2【キャリア教育支援センター】地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域、企業、関係機関が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。

2 家庭や地域と連携・協働したキャリア教育の推進

子供たちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していくよう、学校と家庭、地域、産業界などが連携・協働して、体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。

① 家庭や地域、産学官と連携・協働したキャリア教育の推進

- ◆ 家庭や地元企業、地域関係団体（本町内の漁業協同組合、門川町SAP^{*3}等）と連携・協働し、地域の大人が子供たちに働く喜びや苦労、学ぶ喜び、自分自身の生き方等について語る場を意図的・計画的に設定するなど、児童生徒が自分の生き方をはじめ、地域の魅力や社会とのつながりについて考えるキャリア教育を推進します。

*3【門川町SAP】門川町内の青年農業者で構成され、会員自らの学修と実践の積み重ねによって、魅力ある農業経営を確立するために活動するグループ。

- ◆ 地域人材を活用した「ようこそ先輩・よろしく先輩」等を通して、地域のよさや課題について理解を深めたり、自分の在り方や生き方を考えたりすることができる教育の充実を図ります。

② 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な体験の推進

- ◆ 地域にある仕事への関心や働くことに対する意欲を高めるとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、児童生徒が地域に出向いて職場見学や職場体験学習を実施するとともに、小・中学校等において地域で働く人々を招いて授業や講話をを行うなど、児童生徒の体験的な活動の推進を図ります。

③ 地域連携担当教職員と地域学校協働活動推進員の連携

- ◆ 学校側の地域連携の窓口となる地域連携担当教職員と地域と学校のつなぎ役である地域学校協働活動推進員の連携体制の推進を図り、地域学校協働活動の充実によるキャリア教育の推進を図ります。

④ アシスト企業*4の活用

- ◆ キャリア教育の機会が充実するよう、県教育委員会と連携を図りながら、専門知識や技術、人材等を有し、出前授業等を提供するアシスト企業を、各小・中学校において適宜活用していきます。

*4【アシスト企業】本県の教育委員会の「みやざきの教育」アシスト事業に登録し、企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校や家庭、地域のニーズに応じて提供する企業・団体。

基本目標4 地域に根差した体力・健康づくりの推進

施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

現状と課題及び今後の方向性

現在、国はスポーツによる健康増進（第3期スポーツ基本計画参照）、生涯スポーツの推進を重要施策として位置付け、健康寿命の延伸と活力ある社会の実現を目指しています。

令和9年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、本町は軟式野球競技やソフトボール競技の開催地となり、町民のスポーツや運動に対する機運に高まりが見られます。

これまでも本町においては、若年層を中心にスポーツがとても盛んて数々の好成績を収めるとともに、多くの子供たちがスポーツに親しんでいます。その一方で、40代から50代を中心とした成人については、スポーツや運動をする人々は限定的で、多くの成人のスポーツや運動に対する意識はまだ十分とはいえない状況です。

また、子供から高齢者、障がいのある方まで多くの町民がスポーツや運動を生活の中に位置付け、生涯にわたり、健康で文化的な生きがいのある豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ関係団体等との連携や体育施設の整備・充実、生涯スポーツの推進を図るなど、誰もがスポーツや運動を楽しめる環境づくりが求められています。

こうした現状や課題に対応するために、健康で活力ある生活を営むことができる社会を目指し、生涯を通してスポーツや運動に触れる機会を創出するとともに、健康づくりや体力の向上を図ります。

施策の内容と主な取組

I 多様な主体によるスポーツの推進

各種大会の開催・支援など、様々な形でスポーツへの参加を促します。また、スポーツを支える人材の育成を図り、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが身近な地域でスポーツをする環境を整備します。

① 誰もが身近な地域でスポーツを楽しむ機会の創出

- ◆ 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会をまちづくりの契機として、町民のスポーツに対する意識を高め、地域住民の意識改革や協働意識の醸成、地域への誇りの向上を図ります。
- ◆ あらゆる年代・状況の人々が生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で充実した生活が送れる地域社会の実現を目指し、スポーツ関係団体の活動支援や、スポーツ機会の充実を図ります。
- ◆ スポーツ実施率の低い傾向にある働く世代や子育て世代、女性を中心に、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、町民誰もが楽しむことのできる地域スポーツの取組を支援し、スポーツによる健康増進や生きがいづくりを推進します。

② スポーツネットワーク体制の強化

- ◆ 町民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、他市町村や福祉・医療の

関係機関等と連携し、魅力あるスポーツ関連事業を展開できる環境づくりを進めます。

③ スポーツを支える人材の育成

- ◆ スポーツ指導者向けのセミナーの充実や各種スポーツ資格取得率の向上に向けた取組を行い、スポーツを支える人材の育成や確保を図ります。
- ◆ 地域スポーツのコーディネーターとしての役割が期待されているスポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会等の積極的な参加促進を図ります。

2 共生社会の実現に向けたスポーツの推進

障がい者スポーツを推進するため、スポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種スポーツ活動の充実や指導者の育成を図るとともに、障がいの有無等に関わらず、様々な立場・状況の人と「とともに」スポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツによる共生社会の実現を目指します。

① 障がいの有無に関わらず「ともに」行うスポーツ機会の創出

- ◆ カローリング^{*1}やボッチャ^{*2}などの誰もが年齢や体力に関わらず気軽に自由に楽しめるニュースポーツの普及や体験活動の充実に取り組み、分け隔てなく多様な方のスポーツライフを豊かにすることで、健康増進や生きがいづくりを推進します。
*1【カローリング】カーリングを屋内の床で行うニュースポーツ。
*2【ボッチャ】白い目標球（ジャックボール）に赤・青の球を投げたり、転がしたりして近づけ、得点を競うスポーツ。
- ◆ 障がいの有無や年齢、体格、運動能力に関係なく、子供たちが一緒に遊べるインクルーシブ遊具の設置により、「ともに遊び、ともに育つ」環境を整備し、インクルーシブな社会づくりを目指します。

3 スポーツによる地域活性化

スポーツイベントの開催や観光資源を活用したスポーツツーリズム^{*3}の推進、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした地域スポーツの振興などにより、地域の活性化を図ります。

*3【スポーツツーリズム】スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しんだりすること。

① スポーツによる地域経済の活性化

- ◆ 本町ならではの環境を生かしたシーカヤックやSUP^{*4}などレジャースポーツの体験活動やスポーツイベントの開催などアクティビティスポーツ^{*5}を中心としたスポーツツーリズムを推進します。
*4【SUP】Stand Up Paddleboard（スタンドアップパドルボード）の略称。ボードに立ってパドルを漕ぐマリンスポーツ。
*5【アクティビティスポーツ】体を動かすことを楽しむスポーツ全般のこと。ストレス解消やリフレッシュ効果、楽しみや娛樂としてのスポーツ。

② スポーツ環境の整備

- ◆ 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を契機として、他市町村やスポーツ競技団体と連携しながら、地域スポーツの普及・振興を図ります。
- ◆ 現有スポーツ施設の適切な維持管理やその利用促進を図ります。

基本目標4 地域に根差した体力・健康づくりの推進

施策II 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

現状と課題及び今後の方向性

文部科学省が令和6年度に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の小・中学校の男女の体力合計点は、いずれも全国平均を上回る結果となっています。本町においては、小学校5年生の男子は全国平均と同水準の結果となっていますが、女子については全国平均を下回る結果となっています。中学校においては男女ともに全国平均を上回る結果となっています。しかし、一方で体力合計点は全国的に年々低下傾向にあり、本県においても同様の傾向が見られることから、体力の向上や運動習慣の定着については、依然として継続的な取組が求められる状況です。

体力や運動能力の低下は、将来的な健康や生活習慣病の予防に影響を及ぼす可能性があり、子供たちが日常的に身体を動かす習慣を身に付けることがますます重要になっています。生涯を通じて心身の健康を維持し、運動の習慣が定着した生活を実現するためにも、学校における体育や運動の機会をより一層充実させていく必要があります。

また、朝食の欠食や野菜摂取量の不足といった食習慣の乱れも、全国的な課題として指摘されています。こうした食習慣は、子供たちの体調や集中力、成長にも影響を及ぼします。

このような状況を踏まえ、課題を解決し、生涯にわたって主体的に健康な生活が送れるよう、学校や家庭、地域、関係機関等と連携しながら、子供たちの体力向上と健康づくり、食育を推進し、健やかな体を育む取組の充実を図ります。



施策の内容と主な取組

| 学校体育の推進

児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを身に付けられるよう体育科・保健体育科の授業の充実を図るとともに、学校における体力つくりの推進及び運動部活動の適切な運営に向けた取組の充実を図ります。

① 体育・保健体育の授業の充実

- ◆ 児童生徒の体力向上と基礎的な技能の育成を図るため、各学校では、体育科・保健体育科の地区別講習会の伝達を行うとともに、年間を通じスクールスポーツプラン*1に基づく体を動かす場の設定や体育指導員や地域の専門家を招聘した授業づくりに生かすなど、教育活動全体を通した計画的・継続的な取組が推進できるよう支援します。

*1【スクールスポーツプラン】「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに学校が課題を分析し、児童生徒の体力向上策をまとめた計画書。

- ◆ 豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図るため、体育科・保健体育科の授業においても、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習が進められるよう支援します。

② 学校における体力つくりの推進

- ◆ 各学校においてはスクールスポーツプランに基づき、体育や日常生活の中で、バトンスロー^{*2}等の体を動かせる場の設定や、町が推進するラジオ体操への取組を通して、児童生徒が運動を身近に感じ、楽しく、意欲的に活動できるような日常的な実践が進められるよう支援します。

*2【バトンスロー】バトンにひもを通して固定し、それを投げることで投げる力を高める運動。

③ 運動部活動の適切な運営

- ◆ 「門川町運動部活動方針」の改訂を進め、効率的で効果的な運動部活動の運営を図り、生徒が生涯にわたってスポーツに親しみ習慣を身に付けられるよう支援します。
- ◆ 成長期にある生徒が、運動や食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、部活動の適切な活動時間及び休養日の設定を行い、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進します。

2 健康教育・食育の推進

健康に関する知識を身に付け、生涯にわたって主体的に健康な生活を実践できる資質や能力を育成するため、家庭や地域、医療機関と連携しながら、学校における健康教育の充実に努めます。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むため、学校給食センターを核として、学校や家庭、地域と連携しながら、食に関する指導の充実を図ります。

① 健康教育の推進

- ◆ 学習指導要領に基づき、性やがんに関する内容も含め、発達の段階に応じた教材を作成し、養護教諭が授業に加わるなど、多様な取組を通して、教育活動全体を通じた体系的な保健教育の指導が進められるよう支援します。
 - ◆ 各学校で専門医派遣制度を活用するとともに、性に関する相談窓口を設置することにより、児童生徒が抱える健康課題に対して、児童生徒のほか保護者や教職員が個別に対応できる体制づくりを進めます。
 - ◆ 門川町フッ化物洗口^{*3}実施マニュアルを踏まえ、県や町の関係機関と連携して、フッ化物洗口を実施することで、児童生徒のむし歯の予防と口腔の健康増進を図ります。
- *3【フッ化物洗口】フッ化ナトリウム等を含む氷溶液で洗口を行うことにより、歯のエナメル質にフッ化物を作用させて歯質を強化し、むし歯を予防する方法。
- ◆ 就学時健康診断により就学予定の子供の健康状態を把握するとともに、日常生活における支障等について保護者からの個別の相談に丁寧に対応し、就学に向けた不安の解消を図ることで、児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりにつなげる支援体制の充実を図ります。

② 食育の推進

- ◆ 食に関する正しい知識と食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むための基礎を培うために、各学年の発達の段階に応じた食に関する指導の充実を図ります。
- ◆ 栄養教諭が中心となり、各学校の食育推進のための学習や情報提供を行い、望ましい食習慣の定着を図ります。
- ◆ 家庭科や学級活動の授業をはじめ、児童生徒が自ら作る「弁当の日」や「門川町食育・地産地消推進計画（第二次）」で推奨している「朝ごはんの欠食防止」や「肥満防止指導」の取組の更なる充実が

図られるよう支援します。

- ◆ 門川町学校給食センターが小・中学校の給食を一括調理し、児童生徒に安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供することにより、成長期にある子供たちの健康な心身の育成と望ましい食習慣の定着を図ります。
- ◆ 門川町学校給食センターが学校給食関係機関及び学校や家庭、地域と連携しながら、地元食材の活用を図るとともに、本町の伝統的な食文化（郷土料理等）の継承に努めます。

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策12 生涯学習の推進

現状と課題及び今後の方向性

人生100年時代を見据え、国は全ての人のウェルビーイングの実現に向けて、人生の各場面で生じる課題解決につながる学習機会を保障し、充実感を得ながら、継続的に学び、活躍できる環境整備に努めています。

本県では、「日頃から生活の充実や仕事の技能向上、自己啓発等の学習に取り組んでいるか」との調査に対し、取り組んでいると答えた県民は約半数にとどまっており、今後も生涯を通じて学び、身に付けた知識・技能や経験を生かして様々な分野で活躍できるような環境整備をより推進していく必要があると考えています。

本町においても、少子化による人口減少や高齢化、グローバル化が進展する中、町民一人一人が生涯を通じたウェルビーイングの実現につながるよう、学習機会を提供することがこれまで以上に求められており、そのために多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図っています。

今後の生涯学習には、地域の課題解決や様々な地域活動等へ積極的に参画していくことや地域づくりの担い手を育成することなど、重要な役割が期待されています。持続可能な地域をつくるための基盤として、生涯を通じた学びがより一層必要となっています。そのため、町民一人一人が幅広い分野の学習に携われる機会の創出や学びを生かすための場の提供、ライフステージ毎の学習支援の充実、支援体制の整備、関係団体との連携強化、社会教育施設の整備や機能の充実などに取り組み、生涯学習社会の実現に努めます。

施策の内容と主な取組

| 生涯学習推進体制の充実



町民の学習ニーズに応えるため、各種講座の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、地域社会の担い手を育成する学習機会の創出を目指し、生涯学習における推進体制の充実に努めます。

① 各種講座の充実

- ◆ 町民に幅広く学びを提供するために、本町の生涯学習講座の柱となる「遊学塾*1」、「ねんりん教室*2」、「かどっこキャンパス*3」の充実に努めるとともに、その他各種講座の拡充を図ります。

*1 【遊学塾】門川町内在住の成人を対象とした年12回の生涯学習講座

*2 【ねんりん教室】門川町内在住の概ね65歳以上を対象とした年8回の生涯学習講座

*3 【かどっこキャンパス】門川町内の小学校3~5年生を対象とした体験型の生涯学習講座



【生涯学習講座「遊学塾」】

② 関係機関との連携の推進

- ◆ 町民の学習ニーズに応えるため、県や企業、関係機関等と連携を図りながら、生涯学習に関する情報収集に努め、町広報誌やホームページ、LINEプッシュ通知等を活用した情報提供の充実を図ります。

③ 地域社会の担い手を育成する人材づくりの充実

- ◆ 本町における生涯学習を推進するために、優れた資質や専門的な能力を有する人材を洗い出し、門川町生涯学習人材バンク*4の登録者増加を目指します。また、町民が生涯学習講座受講後も自ら学びを続けられるよう、継続につながるプログラムの充実に努めます。

*4 【門川町生涯学習人材バンク】門川町生涯学習講座の講師に関して必要な人材の登録・管理をするもの。

2 社会教育の充実

町民がより主体的な学びができるように、地域の社会教育関係団体等との連携を強めるとともに、学びの拠点としての社会教育施設の機能の充実に努めます。

① 社会教育関係団体等との連携強化

- ◆ 県と連動し、社会教育関係団体や企業等とのネットワークを構築し、地域における社会教育活動の充実を図ります。
- ◆ 町内の社会教育関係団体が県や関係団体と連携することにより、町民が主体的に学び、地域コミュニティを核とした活発な活動が展開できるよう支援していきます。

② 社会教育施設の機能の充実

- ◆ 町民の地域活動等への参画を促すために、地域コミュニティの形成の場として最も重要な役割を果たす公民館（中央公民館・各地区自治公民館等）の機能の充実に努めます。
- ◆ 町民の生涯学習を推進するため、情報発信の拠点となる町立図書館の機能の充実に努めます。
- ◆ 町民が学習成果を発表するとともに、文化・芸術の学びを推進する場として、門川勤労者総合福祉センター（クリエイティブセンター門川）及び門川町総合文化会館の機能の充実に努めます。



基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策13 文化的振興

現状と課題及び今後の方向性

近年、文化は、町づくり、教育、福祉、観光、経済などと密接に関連する重要な分野として位置付けられています。国が示す文化芸術推進基本計画^{*1}では、文化芸術を通じた地方創生の推進や文化資源の保存と活用の一層の推進、文化芸術を通した次代を担う子供たちの育成等が重点項目とされています。一方で、全国的に少子高齢化や都市部の人口集中の影響から、伝統文化や郷土芸能の担い手不足が深刻化しており、文化活動そのものの存続が課題となっています。

本県においては、神楽をはじめとした特色のある文化資源が数多く存在しており、令和4年3月には「宮崎県文化振興条例」を制定し、文化の向上に向けた取組を進めています。県民意識調査より、日頃から文化に親しんでいる県民の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した令和3年度から回復し、令和4年度以降7割を超えるなど意識の向上がみられます。

本町においても、ふるさとの歴史や文化を学ぶことのできる貴重な文化資源や文化財が多く存在しており、長い歴史の中で先人たちによって大切に継承され、守られています。しかしながら、そのような状況においても、次代を担う伝承体制が変化し、新しい担い手が減少していることが今日の大きな課題となっております。子供たちや若者は次世代の大切な後継者であり、新しい文化を創造していく人材です。子供たちや若者が積極的に文化に目を向け、早い段階から文化に関心を持ち、その視野を広げていく取組を早急に進めることができます。

これらの現状課題を踏まえ、今後の方向性としては、担い手育成と世代間継承を推進するとともに、文化活動を支え育む環境の整備を進めます。また、文化資源の保護や文化財の保存、継承と活用に積極的に取り組みます。

*1【文化芸術推進基本計画】文化芸術基本法に基づき、国が文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため定める基本的な計画。



施策の内容と主な取組

I 町民誰もが文化に親しむ機会の充実

町民が文化に親しむことができるよう、鑑賞・学習、創作・発表等の機会の拡充や、児童生徒が学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、文化を通じた地域間の交流や多様な分野との連携を推進します。

① 鑑賞・学習機会の充実

- ◆ 指定管理団体による文化事業の支援等を通して、質の高い優れた芸術に触れる公演等の開催や身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ活動^{*2}を行うなど、町民が様々な形で鑑賞する機会の提供に努めます。

*2 【アウトリーチ活動】「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

- ◆ 郷土の歴史・偉人や様々な文化を、町民が生涯を通じて学習できる機会の充実を図ります。

② 創作・発表機会の充実

- ◆ 文化活動を行っている個人や団体、児童生徒等の創作意欲を高めるため、門川町総合文化祭等を開催し、文化活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

③ 文化による交流の推進

- ◆ 文化を通じて互いの文化活動や地域の歴史、風土について理解を深めるため、本町の文化の魅力を広く発信するとともに、東臼杵郡子ども会郷土芸能発表大会等の文化を通じた地域間の交流や多様な分野との連携を推進します。

2 文化活動を支え育む環境の整備

文化施設の整備・機能の充実を図るとともに、文化活動の担い手の育成や文化協会の組織体制の見直しを進め、町民の文化活動を支援するための環境整備に努めます。

① 文化活動を担い・支える人材の育成

- ◆ 子供たちを対象とした文化鑑賞や芸術体験の機会を増やしたり、文化協会加盟団体等による文化継承等を目的とした伝統文化親子教室の実施を支援したりして、次世代の文化活動を担う人材の育成に努めます。
- ◆ 文化活動に必要な用具整備に係る費用等の補助や文化指導を行う専門的な人材を育成するための環境整備の支援に努めます。

② 文化協会への活動支援、体制の整備

- ◆ 町民の文化活動の向上と継承を目指すため、若い世代の文化協会への加入促進や組織体制の見直しを図り、今後、自主的な活動がより一層円滑に行われるような体制づくりを強化します。

③ 文化施設の機能の充実・活用の促進

- ◆ 町民の文化活動を推進するため、文化施設の計画的な整備・機能の充実を図り、より身近で活用しやすい施設づくりに努めます。

3 文化資源の保存・継承・活用

長い歴史と豊かな風土に培われ、これまで大切に守り伝えられてきた文化資源を将来に保存・継承していくため、担い手の育成や多様な情報の発信に努めるとともに、文化資源・文化財の積極的な活用を推進します。

① 文化資源の保存・継承を担う人材や団体の育成・支援

- ◆ 門川神楽保存会や庵川ばんば踊り保存会、文化財愛護少年団等への助成を行い、文化資源の保存・継承を担う人材や団体を育成し支援します。
- ◆ 文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化資源を活用した展示会等を開催し、町民の文化財への理解を深めるとともに、文化財を守り、後世に伝える意識の醸成に努めます。



② 文化資源に関する多様な情報の発信

- ◆ 町広報誌やホームページ、LINEプッシュ通知等をより一層充実させ、本町の歴史や自然、様々な文化資源に関する情報の発信に努めます。

③ 文化資源の掘り起こしや文化財の調査・指定等の推進

- ◆ 町内に所在する様々な文化資源を積極的に調査し、現状の把握と新たな文化資源の掘り起こしを行うとともに、文化財の指定や登録等を推進します。

④ 文化資源（カンムリウミスズメ）の保護・活用

- ◆ カンムリウミスズメが繁殖しやすい環境を守り続けていくために、町内外の関係機関と連携しながら保護啓発活動を継続します。
- ◆ カンムリウミスズメを題材とした「ふるさと教育」や「環境教育」【枇榔島で繁殖するカンムリウミスズメ】の授業を支援することで、児童生徒が地球環境を大切にする心情や態度の育成に努めます。
- ◆ 生涯学習講座等で学習会を開催し、町民全体でカンムリウミスズメと共存していくまちづくりを目指します。
- ◆ カンムリウミスズメ観察会等を実施し、まちづくりや観光による地域の活性化につながる取組を推進します。



4 学校における文化芸術活動の充実

児童生徒が、優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に触れる機会を創出し、情操教育等の充実を図ります。

① 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術体験活動の機会の創出

- ◆ 児童生徒を対象に、優れた音楽や演劇、古典芸能を鑑賞したり、児童生徒が制作した作品を展示する「カドビ展」を実施し、文化芸術に触れる機会を提供したりすることで、文化芸術に対する関心を高め、豊かな感性や生涯にわたって文化芸術を愛好する心情や態度を育みます。

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策 14 読書活動を大切にするまちづくりの推進

現状と課題及び今後の方向性

生涯にわたる学びの基盤となる読書は、子供にとっては言葉を学び、感性や表現力、想像力を育む重要な営みであり、一人一人のウェルビーイングの実現の基盤となるものです。国においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、学校や家庭、地域社会が一体となって読書活動を支える体制づくりが進められています。また、全国学校図書館協議会による学校読書調査では、学校段階が進むにつれ読書離れが進行していることが示されており、子供の発達の段階に応じた継続的な支援が求められています。

本県においても、学校での読書量の減少や、家庭での読書習慣の二極化、大人の読書習慣の減退といった課題が指摘されています。こうした課題に対し、県では、児童生徒が日常的に読書に親しむことができるよう「1 Bag 1 Book運動*」を推進し、読書を日常生活の中に位置付ける取組が進められています。

本町においても、読書活動の活性化に向けて、学校や家庭、地域が連携しながら、読書に触れる機会を充実させています。具体的には、家庭との連携を図る取組として、家族と一緒に読書記録を楽しめる「読書通帳」の活用を進めているほか、障がいのある方にも配慮した人工知能を活用したAI検索（AI蔵書探索機能）の導入など、誰もが本に親しめる環境づくりに取り組んでいます。

今後は、こうした国や県の動向を踏まえつつ、本町においても、「門川町子ども読書活動推進計画（第4次）」を基に、発達の段階に応じた多様な読書支援や図書館の活用、地域における啓発活動の充実を図ります。こうした取組を通して、子供から大人まで全ての町民が読書を通して学び、成長し続ける「読書を大切にするまちづくり」の実現を目指して施策を推進していきます。

*1【1 Bag 1 Book運動】「読書県みやざき」づくりの一環として推奨している待ち時間や移動時間等のすきま時間に読書ができるよう、1つのかばんに1冊の本を持ち歩く取組。

施策の内容と主な取組

① 学校における読書活動の推進

児童生徒が本に親しみ、読書をする機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館を活用した学習活動の充実を図るとともに、学校や家庭、地域の連携による読書活動の充実を推進します。

① 新聞活用の推進

- ◆ 各教科や総合的な学習の時間において、新聞を活用することで、社会への興味・関心を喚起し、様々な出来事を自分事として捉え、社会に主体的に関わろうとする児童生徒の態度を育みます。

② 学校図書館の活用の推進

- ◆ 学校図書館が持つ「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の各機能を有効に活用することで、児童生徒の自主的・自発的な学習活動の促進や読書活動の充実を図ります。
- ◆ 学校図書館の機能が最大限に発揮され、児童生徒の読書活動や学習活動が促進されるよう、町雇用

の教育支援員（学校図書館支援員）を配置し、図書分類や貸出に関する指導、児童会活動や生徒会活動との連携による環境整備、読み聞かせなどを通して、児童生徒の読書活動の推進と学校図書館の効果的な活用を図ります。

③ 学校や家庭、地域との連携の推進

- ◆ 地域の読み聞かせ団体との連携や「家庭読書の日」の設定、「ノーメディアデー^{*2}」における読書に親しむ環境づくりなどを通して、家庭や地域における読書の習慣化を図るとともに、誰もが本に親しめる読書環境の整備・充実を図ります。

*2【ノーメディアデー】電子メディアの利用を控え、家族等の会話や読書、運動等に時間を充てる日

2 家庭や地域における読書活動の推進

各ライフステージにおける町民の読書活動を推進し、家庭や地域、職場で多様な読書活動が展開されるよう、家庭や地域における読書の普及や町立図書館の読書環境の整備・充実を図ります。

① 家庭等における読書活動の推進

- ◆ 「家庭で読書」を勧めるため、町立図書館が導入した「読書の通帳」及びA I 蔵書探索機能等について、広報誌やホームページを活用して周知に努めます。
- ◆ 読み聞かせボランティアグループや子育て支援施設、町立図書館などが連携を図り、幼児や児童生徒の読書活動を推進します。



【読書の通帳】

② 地域・職場等における読書活動の推進

- ◆ 町立図書館が、地域情報センターとしての図書館機能を発揮し、町民が楽しく生涯学習を進めるための中核施設として、高度化・多様化する学習・社会・情報ニーズに対応するため、豊かな学習資料と環境の整備・充実を目指し、資料や施設の利用促進を図ります。また、町広報誌「図書館だより」や図書館ホームページを活用して、新刊図書の紹介などの情報発信を行い、大人向け・子供向けのシアター、パネル展、ブックリサイクル等のイベントを積極的に開催し、町民誰もが立ち寄りやすく心地よい読書環境づくりに努めます。
- ◆ 乳児健診の際に、母子保健推進員と図書館司書による読み聞かせを行うとともに、絵本を2冊プレゼントするブックスタート事業を実施し、幼児期から絵本に親しむ環境づくりに努めます。また、子供の成長記録として「読書の通帳」作成を勧めます。
- ◆ 就労世代の読書活動を推進するため、スマートフォン等を活用したA I 検索（A I 蔵書探索機能）について、広報や周知を通じた情報発信に努めます。
- ◆ 家庭や学校、地域、職場がそれぞれ役割を分担し、連携・協働することで、読書習慣を身に付けた子供を育成していくとともに、その読書習慣が大人になっても持続され、生涯にわたって読書に親しむことができるよう生涯読書活動の推進に取り組みます。

③ 多様な人々の読書環境の整備

◆ 障がいのある方の読書活動を推進するため、町立図書館において、点字図書や大活字本等の整備・提供に努めます。

④ 門川町子ども読書活動推進計画（第4次）の推進

◆ 町内の読書に関する実態を具体的に把握し、「門川町子ども読書活動推進計画（第4次）」に沿って、学校や家庭、地域における子供の読書活動の推進とよりよい読書環境の整備・充実に努めます。



基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質・能力の向上

施策15 学校における働き方改革の推進

現状と課題及び今後の方向性

近年、国においては令和5年の「教職の魅力向上プラン」の公表に加え、令和8年から施行されている「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、教職員の勤務実態把握の義務化や業務の適正化、待遇の多様化を柱とした制度改革が進められています。

これらは、教職員のウェルビーイングの向上と、持続可能な学校教育体制の構築を目指すものであり、学校への期待と責任はこれまで以上に高まっています。教職員の世代交代が急速に進む中で、学校における課題は一層複雑化・多様化しており、保護者や地域から学校や教職員に寄せられる期待もこれまで以上に大きくなっています。こうした状況の中で、教育の質を維持・向上させるためには、学校組織の在り方や働き方の見直しが不可欠です。

教職員が子供たちと十分に向き合い、創意工夫を生かした授業づくりを進めるためには、業務の効率化や役割分担の適正化を図る必要があります。そのため、教育活動に専念できる環境を整えるとともに、教職員一人一人が心身の健康を保ち、やりがいを感じながら働き続けられるウェルビーイングの実現を目指すことが求められます。

こうした現状を踏まえ、県が策定した「学校における働き方改革推進プラン【第二期】（令和5年）に基づいて、本町においても、「門川町教職員働き方改革推進プラン」（令和8年版）を策定し、働き方改革を推進していきます。今後、家庭や地域、関係機関等と連携・協働しながら、教職員が本来の教育活動に専念できる働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、児童生徒一人一人としっかりと向き合った質の高い教育を実現していきます。

施策の内容と主な取組

| 学校の機能を高めるための学校業務の改善

人材育成の視点から教職員評価制度の活用や人事異動・任用の実施を行うとともに、学校における働き方改革や心身の健康対策を推進することにより、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境の整備・充実に努め、学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を目指します。

① 学校組織力向上のための取組の推進

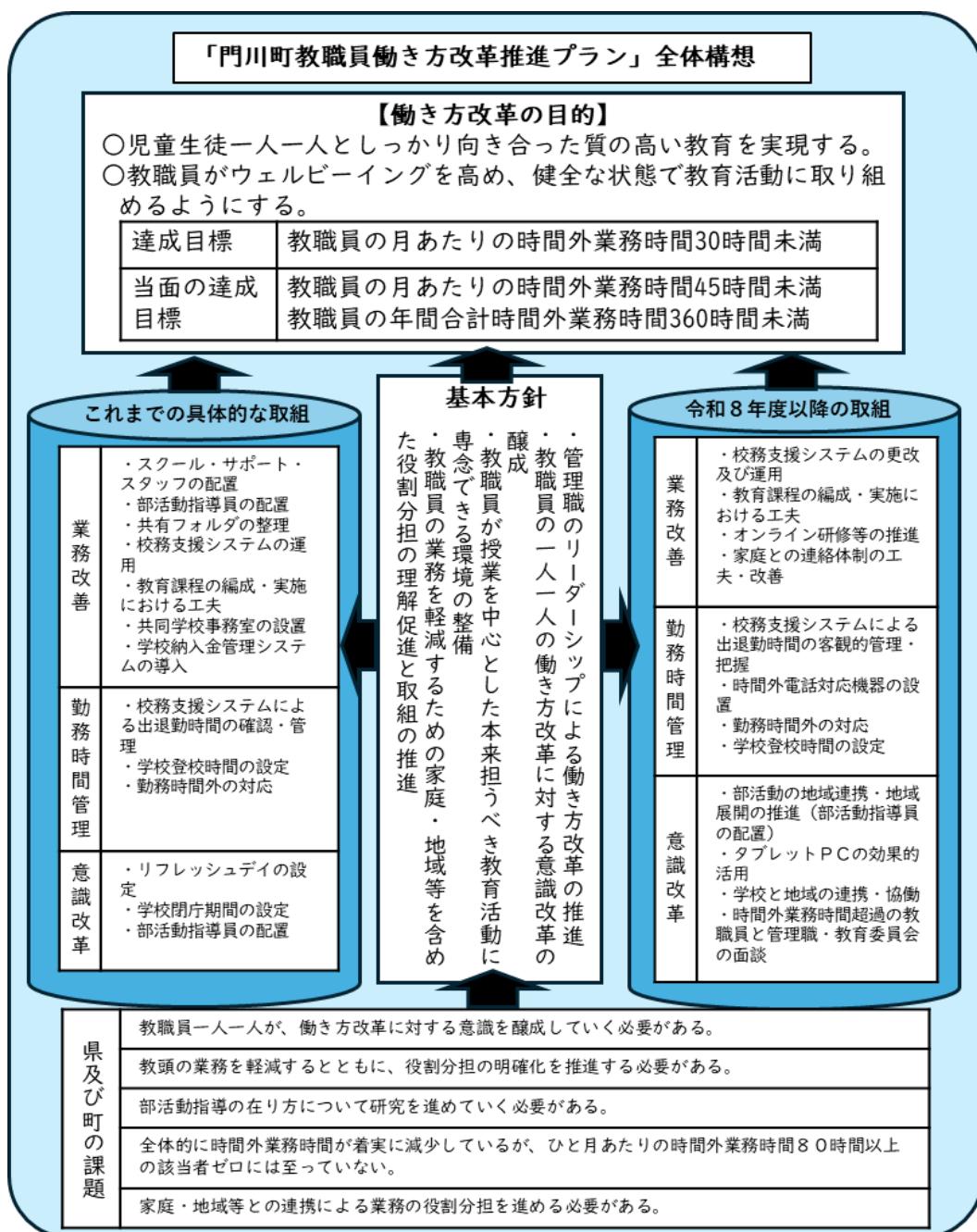
- ◆ 管理職が学校組織マネジメントや人材育成に対する高い意識をもち、学校の教育的課題に組織として対応できるよう、研修の充実を図ります。また、各学校において、学校経営ビジョンに基づく教育活動が組織的に展開されるよう、学校支援訪問や校長会における指導・助言、学校運営協議会を通じた外部評価等により、学校の組織力向上を図ります。
- ◆ スクール・サポート・スタッフ*1の適切な配置による支援体制の充実と、統合型校務支援システムなどのICT活用による業務の効率化を通して、学校の機能を高め、組織力の向上を推進します。

*1 【スクール・サポート・スタッフ】教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金等を行うことで、教員をサポートする職員。

◆ 共同学校事務室^{*2}の機能を充実させることで、事務の専門性と効率性を高め、教職員の庶務的業務を軽減します。役割分担の明確化により、校内の協働体制を強化し、学校全体の組織力と機能の向上を図ります。

*2【共同学校事務室】複数の小・中学校等が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことできめ細かな学習指導の充実を図る。

◆ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を踏まえ、「門川町教職員働き方改革推進プラン」（令和8年版）に基づき、業務量の適切な管理や教職員の健康保持に配慮した取組を推進します。また、総合教育会議等の場を活用し、取組の進捗状況や今後の方向性について継続的に共有・検討を図ります。



【「門川町教職員働き方改革推進プラン」の全体構想】

- ◆ 複数のベテラン教職員が若手教職員とチームを組み、支援や助言を行うメンター方式^{*3}を積極的に推進します。あわせて、授業づくりに関する研修を充実させ、若手教職員の指導力の向上を図るとともに、教材研究や教材・教具の準備を効率化する取組を進め、教職員が効果的に業務を遂行できる体制を整えます。

*3【メンター方式】育てたい若手教職員とメンターと呼ばれるベテランや中堅教職員とが1つのチームを組み、互いに学び合う研修方式。

② 能力を発揮できる環境の整備・充実

- ◆ 教職員評価制度における管理職とその他の教職員のミーティングやフィードバックに加え、研修履歴や評価結果を日常の指導に積極的に活用することで、教職員の人材育成の充実を図ります。
- ◆ 教職員がワーク・ライフ・バランス^{*4}を実現し、心身の健康やウェルビーイングを保ちながら、誇りとやりがいをもって能力を発揮できるよう、業務の見直しや支援体制の整備を進め、授業を中心とした教育活動に専念できる環境の充実を図ります。

*4【ワーク・ライフ・バランス】やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

③ 心身の健康対策の総合的推進

- ◆ 教職員の健康と安全を保持する体制の整備を促進するとともに、各種の健康づくり事業の活用を図ることを通して、教職員の心身の健康増進を図ります。
- ◆ リフレッシュデイ^{*5}や学校閉庁期間^{*6}、学校開門時刻の設定、部活動の活動時間や休養日の設定、時間外電話対応機器の導入、家庭・地域等との役割分担の明確化などを通して、教職員の業務負担の軽減と業務の効率化を推進します。

*5【リフレッシュデイ】教職員が勤務終了時刻に一斉に退校する日を設定し、心身のリフレッシュや余暇の活用を図る取組。

*6【学校閉庁期間】長期休業期間中に学校の事務や部活動などの業務を休止し、教職員のリフレッシュを図るために設けられた期間。

2 部活動の地域連携・地域展開に向けた環境整備

町内の中学校における部活動の段階的な地域連携・地域展開の整備を行い、少子化の中でも将来にわたり、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図ります。

① 部活動の適切な運営のための体制整備

- ◆ 「門川町部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」に基づき、平日や週末に適切な休養日を設けるとともに、第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動の休養日にするなど、学校部活動の適正な運営に向けた体制整備を推進します。
- ◆ 部活動指導員^{*7}の配置により、部活動運営の体制整備を進め、教職員の部活動に係る負担軽減と週末の休養の確保を図ります。

*7【部活動指導員】校長の監督を受け、身分・任用・職務・災害補償・服務等の体制整備の上、部活動の技術指導や大会への引率等を行う外部の指導者。

② 部活動の地域連携・地域展開

- ◆ 学校や行政、地域スポーツ関係代表者で構成する協議会を開催し、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という認識の下、本町の実態に応じた地域連携・地域展開の在り方について研究

を進めます。

- ◆ 部活動指導員の配置や地域クラブ活動等との協働により地域連携・地域展開の実現を目指すとともに、近隣市町村との協力体制を構築し、拠点校方式*8による合同部活動の可能性について、本町の方針性を検討します。

*8【拠点校方式】複数の学校の生徒が特定の学校に集まり、部活動等を共同で行う仕組み。

- ◆ 地域の特性に応じて、部活動の精選を行い、少子化に対応した持続可能な活動を推進するとともに、教職員が教育に専念できる環境づくりの整備に努めます。

③ 専門性の高い指導者確保と人材バンク整備

- ◆ 学校及び地域スポーツ関係団体と連携し、適宜情報交換を行いながら、専門性の高い指導者の育成や確保に努めるとともに、県及び関係機関と連携し、人材バンクの整備に努めます。

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質・能力の向上

施策16 教職員の資質・能力の向上

現状と課題及び今後の方向性

グローバル化や科学技術の発達、ライフスタイルの多様化など、近年、子供たちを取り巻く環境は急速かつ複雑に変化しており、保護者や地域社会からのニーズも多様化してきています。また、障がいのある児童生徒や不登校の児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあり、個別最適な支援やきめ細かな対応がより一層求められるようになっています。

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められており、学校は多様な学びを通じて子供たちのウェルビーイングを高める教育活動を推進しています。そのためには教職員一人一人が高い専門性と実践力を備え、常に資質・能力の向上に努めることが不可欠であるといえます。

近年、本県においては、ベテラン教職員の大量退職により、豊かな経験や技能を有する教職員が減少傾向にあることが危惧されています。その結果、経験不足の若手教職員の割合が増加しており、授業づくりや学級経営の面で課題を抱えているといった現状が伺えます。そのような中においても、若手教職員は新たな発想や柔軟な対応力を發揮しつつ、着実に成長を重ねてきています。今後は、このような人材を組織全体で育成・支援し、チームとしての力を高めることで、学校全体の教育力を更に充実させていくことが重要です。

本町においても、毎年度、新規採用教職員の配置があり、経験年数の少ない若手教職員の数が多い状況にあります。そのため、授業づくりや学級経営等に課題が見られることもありますが、若手教職員は日々、真摯に教科指導や生徒指導に取り組んでいます。

こうした次世代を担う若手教職員に、確かな知識や指導技術、専門性等を確実に継承していくことは、本町のみならず県全体に共通する重大な課題です。このため、県や町では研修の充実を図るとともに、ベテランや中堅教職員が自己の役割を自覚し、若手教職員を支援する「メンター方式」を取り入れた研修を積極的に推進しています。

教職員の資質・能力の向上は教育の質の根幹をなすものであり、町全体で計画的かつ組織的に取り組んでいくことが求められます。

また、教職員の資質向上については、綱紀の保持及び服務規律の徹底が不可欠です。特に、教職員の信頼を揺るがす事態として注目されているセクシュアル・ハラスメント^{*1}やわいせつ行為といった不適切行為や、業務上の不祥事、更には職務外を含む言動において社会の信頼を損なう恐れのある行為を未然に防ぐことが重要です。そのため、コンプライアンス研修をはじめとする多様な取組を推進し、専門性と社会性を兼ね備え、町民から信頼される教職員の育成を図ります。

*1 【セクシュアル・ハラスメント】他の者を不快にさせる職場や職場外における性的言動。

施策の内容と主な取組

| 専門性の向上のための研修の充実

校内でのOJT^{*2}の活性化を図り、研修等の機会を積極的に提供するとともに、校外研修（Off-JT^{*3}）及び自己啓発（SD^{*4}）の奨励を通して、教職員一人一人の資質・能力の向上を図ります。

*2【OJT】On the Job Trainingの略。学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

*3【Off-JT】Off the Job Trainingの略。学校外における研修（県教育研修センター等で行う研修）。

*4【SD】Self Developmentの略。本人の意思で自分自身の能力向上や精神的な成長を目指すこと。また、そのための訓練。

① 教員育成指標^{*5}に基づいた研修の充実

*5【教員育成指標】教員がキャリアステージに応じて、標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。

◆ 宮崎県教員育成指標に基づいた体系的・計画的な研修が進められ、教員一人一人の資質・能力の向上を図ることができるよう、教員一人一人の教職員評価制度（役割達成度評価）の目標設定ミーティング及びフィードバックの充実を図ります。

◆ 標準学力調査（CRT）や教育実践研究報告書の作成・応募を、教職員評価制度（役割達成度評価）と連動させることにより、教職員一人一人が児童生徒の学力向上を強く意識し、日々の教育実践を意図的・計画的に積み重ねながら授業改善につなげられるようにします。

◆ 町の教育的課題を解決するために設置された門川町教育研究所を学校代表の若手・中堅教諭等が自己研鑽する場として位置付けたり、北部教育事務所が主催する「ひなた+（プラス）^{*6}」への参加を呼びかけたりしながら、教職員が自己研鑽する機会を積極的に提供します。

*6【ひなた+（プラス）】北部教育事務所が行う一对による個人を対象とした授業改善サポート。

◆ 研修機会の少ない町雇用の教育支援員（学力向上支援員）研修会を行うことで、授業力の向上を図ります。

② 優れた教員の指導力を生かした取組の推進

◆ 門川町内の小・中学校に勤務する指導力の高い教職員の専門性を生かし、町内の複数の学校や異なる校種で授業を行うなど、指導力を広く共有できる仕組みを整え、教育の質の向上を図ります。

③ 学校におけるOJTの推進

◆ 校内の研修では、複数のベテラン教職員が若手教職員とともにチームを組んで、若手教職員の育成に取り組むメンター方式を積極的に推進します。また、相互授業参観の活性化や事前・事後研究会の充実により、ベテラン教職員がチーム内のメンターとしての立場や役割を自覚し、組織的な指導力の向上を図ります。

④ 学校外におけるOff-JT及び自己啓発（SD）の推進

◆ 県教育委員会が実施する研修、研究会、セミナー等への参加を積極的に奨励し、教職員が最新の教育課題や指導方法について学べるよう支援します。

◆ 外部専門家による研修や講習会への参加を適切に促し、そこで得た知識・技能を校内で共有したり、活用したりすることで、教職員個人及び組織全体の専門性や指導力の向上を目指します。

2 社会性の向上のための研修や取組の充実

コンプライアンス研修をはじめとする様々な取組により、教職員一人一人の社会性や倫理観を高め、信頼される教職員の育成に努めます。

① 幅広い社会性やマネジメント力等を高める研修の充実

- ◆ 校内外におけるコンプライアンス研修や「県内一斉服務規律強化月間」の取組として、「セクハラ・わいせつ行為の防止」、「飲酒運転の防止」、「体罰・暴言等の防止」、「準公金等の不適正な取扱い防止」などに対し、学校で遵守事項や取組内容について振り返ることを通して、教職員一人一人の法令遵守と倫理意識の徹底を図り、児童生徒や保護者、地域から信頼される学校づくりに努めます。
- ◆ 町教育委員会が実施する夏季休業中の「無事故・無違反運動『トライ 35』及び年度末までの「チャレンジ 250」を継続的に推進し、教育の信頼と透明性を確保するとともに、教職員一人一人の綱紀粛正及び服務規律の徹底を図ります。
- ◆ 「教職員等による児童生徒の性暴力等の防止に関する法律」の教職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置として、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント防止のためのアンケート調査を行い、セクシュアル・ハラスメントに関する教職員の意識の高揚を図っていくなど、安全・安心な学校環境の構築に努めます。

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

現状と課題及び今後の方向性

「生きる力」を育む学校においては、児童生徒が安心し、生き生きと教育活動に取り組んでいけるよう、学校内外における児童生徒の安全を確保していくことや、児童生徒自らが危険を回避し、自らの安全を守ることのできる資質・能力を育成していくことが、強く求められています。

交通安全及び生活安全の確保については、登下校中における事故や事件、学校への不審者侵入、学校内外における犯罪を防ぐために、地域ぐるみで子供たちの安全を守り、安心して過ごせる人的・社会的な環境を整備するとともに、学校施設・設備等の物的な環境を整備することが大切です。

災害安全の確保については、地震や津波、豪雨による土砂災害等、様々な自然災害への対応が求められています。特に発生が懸念されている南海トラフ地震においては、甚大な被害が想定されていることから、学校や家庭、地域が一体となり、「大規模災害は起こり得るもの」として常に意識し、子供たちに「自らの命を守り抜くための主体的に行動できる態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成していくことが重要となります。

このような現状に鑑み、本町では、教職員の学校安全に関する知識・技能の向上を図るため、県や大学等と連携しながら学校安全に関する知識や指導方法を習得する機会の確保に努めるとともに、各学校の実態に即して作成された「危機管理マニュアル」が機能するよう支援していきます。

また、学校や家庭、地域が一体となって、登下校時を含めた児童生徒の安全を確保するための学校安全体制の整備を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関等と連携した避難訓練等に取り組み、災害発生時に児童生徒が主体的に行動する態度の育成に努めるなど、実践的な安全教育の推進を図っていきます。

学校施設・設備等の物的な環境については、児童生徒が安全な施設で安心して教育が受けられるように、各学校における安全点検を計画的に実施しながら、長寿命化対策の推進や機能向上、空調設備の定期点検等、様々な課題に適切に対応していきます。

施策の内容と主な取組

I 子供が自ら安全に行動する力の育成

児童生徒が生涯にわたり、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全・安心に生活していくように、専門家を活用した実践的な学校安全教育を推進します。

① 自ら適切に判断し、主体的に行動する態度の育成

◆ 児童生徒が地域の危険個所をまとめた安全マップを作成したり、教職員とともに学校設備の安全点検を行ったりする活動を取り入れるなど、児童生徒が学校安全に関する課題について、自ら考え、主体的に行動する取組を推進します。

② 学校における安全に関する教育の充実

- ◆ 安全に関して適切な判断力や実践的な態度を育成するために、警察署と連携した交通安全教室や不審者対策訓練、薬物乱用防止教室、携帯電話安全教室等の実践的な学校安全教育を推進します。

2 学校安全体制の整備

町内教職員の学校安全に関する意識を高めるとともに、地域ボランティアや関係機関等と連携を図りながら、地域ぐるみで町内小・中学校における学校安全体制を整備します。

① 教職員の安全意識の高揚

- ◆ 各学校における「危機管理マニュアル」の見直しや改善についての指導・助言を行うとともに、本町役場総務課の消防防災係と連携し、教職員の防災士の資格取得を推進していくなど、教職員の学校安全に関する意識の高揚に努めます。

② 地域ぐるみの学校安全体制の整備

- ◆ 学校や地域、関係機関等が情報交換や協力要請を行う「門川町学校安全連絡協議会（年間3回）」を開催し、共通認識と行動連携を推進していくなど、地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。
- ◆ 警察署をはじめとする関係機関と連携し、定期的な通学路点検と危険箇所の修繕を行い、児童生徒が安全・安心に登下校できる環境整備に努めます。
- ◆ 子ども見守りネットワーク*や育成会と連携し、児童生徒の登下校時における見守り活動を実施し、事件・事故の未然防止に努めます。
- ◆ 「SPS（セーフティープロモーションスクール）」の取組を推進し、その活動の成果を町内小学校に広め、教職員の学校安全に関する指導力の向上を図るとともに、子供たちの安全確保と学校の安全管理体制の充実に努めます。

*【子ども見守りネットワーク】児童生徒の登下校時間等に見守り活動を行う地域住民の団体

3 安全・安心な学校施設の整備

児童生徒が、安全な環境の中で、安心して学校生活を送ることができるように、学校施設の整備と充実に努めます。

① 学校施設の老朽化（長寿命化）対策の推進

- ◆ 児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、定期的な安全点検を行います。また、コスト縮減と財政負担の平準化に努めながら、建物の耐久性を高める長寿命化改修を進めます。
- ◆ 学校施設の機能向上を図るため、省エネルギー設備の導入や断熱性の向上を考慮した整備を進めます。併せて災害時の避難所としての役割を果たせるように努めます。

4 実践的な防災教育等の推進

災害リスクを踏まえた事前防災の体制強化や、児童生徒が将来の地域防災力の担い手になるよう、小・中学校における門川高等学校や関係大学、門川町消防団等と連携した防災教育を推進します。

① 災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

- ◆ 災害リスクを踏まえ、町内全小・中学校で同時期に「想定外を想定する」避難訓練を実施したり、各学校において災害図上訓練^{*2}や高台避難訓練を実施したりするなど、実践的な防災教育を実施します。



【町内小・中学校下校時避難訓練】

*2 【災害図上訓練】災害時を想定し、地図上で避難経路や危険個所の確認、対応手順を検討し、災害対応力を高める訓練

② 地域の人的・物的資源を活用した社会との連携及び協働

- ◆ 門川高等学校や関係大学、門川町消防団等と連携した町ぐるみの避難訓練を実施するとともに、町の施設において本町役場総務課と連携して防災に関する協議会や防災講演会を実施するなど、地域社会との連携及び協働を図ります。



基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策18 学校や家庭、地域の連携・協働の推進

現状と課題及び今後の方向性

昨今、少子高齢化や人口減少に伴い、児童生徒数も減少傾向がみられ、地域における結び付きや連帯意識が希薄となる中、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。一方で、グローバル化や生成AI等の人工知能の進化により、世の中が大きく変わりつつあり、予測困難な未来が来ることが予想されています。

これらの時代に対応するためには、学校だけではなく社会全体で子供の育ちを支えていくことが必要であるとともに、未来を生きる子供たちには、学校だけでなく地域においても主体的に活動に参画し、地域の課題解決に関わろうとする資質や能力を育成することが求められています。

本県においては、若年層を中心に人口の県外流出が続いていること、様々な分野における人手不足が顕在化してきています。このような中、地域全体で子供を育てる意識が高まり、県内の各地域では学校支援や放課後の居場所づくり等の取組が進められるとともに、学校関係者評価の実施・公表やオープンスクールの実施、学習活動等における地域人材の活用など、開かれた学校づくりが進められてきました。また、地域創生、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点から、学校が地域と協働し、地域の魅力を生かしたまちづくりに取り組む事例も見られます。これから社会では、学校と地域が「目指す地域の姿」や「目指す子供の姿」等の目的や目標を共有しながら取組の充実を図るコミュニティ・スクールの体制づくりが求められているところです。

本町においては、令和元年度に学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部」を設置しました。

また、令和2年度には、町内全小中学校へのコミュニティ・スクールの導入が完了しました。

今後は、現在行っている「地域学校協働本部」と「学校運営協議会」の一体的推進を図るとともに、地域と連携した学習活動を一層充実させ、地域人材の活用と地域で子供を育てる意識の醸成に努めます。

施策の内容と主な取組

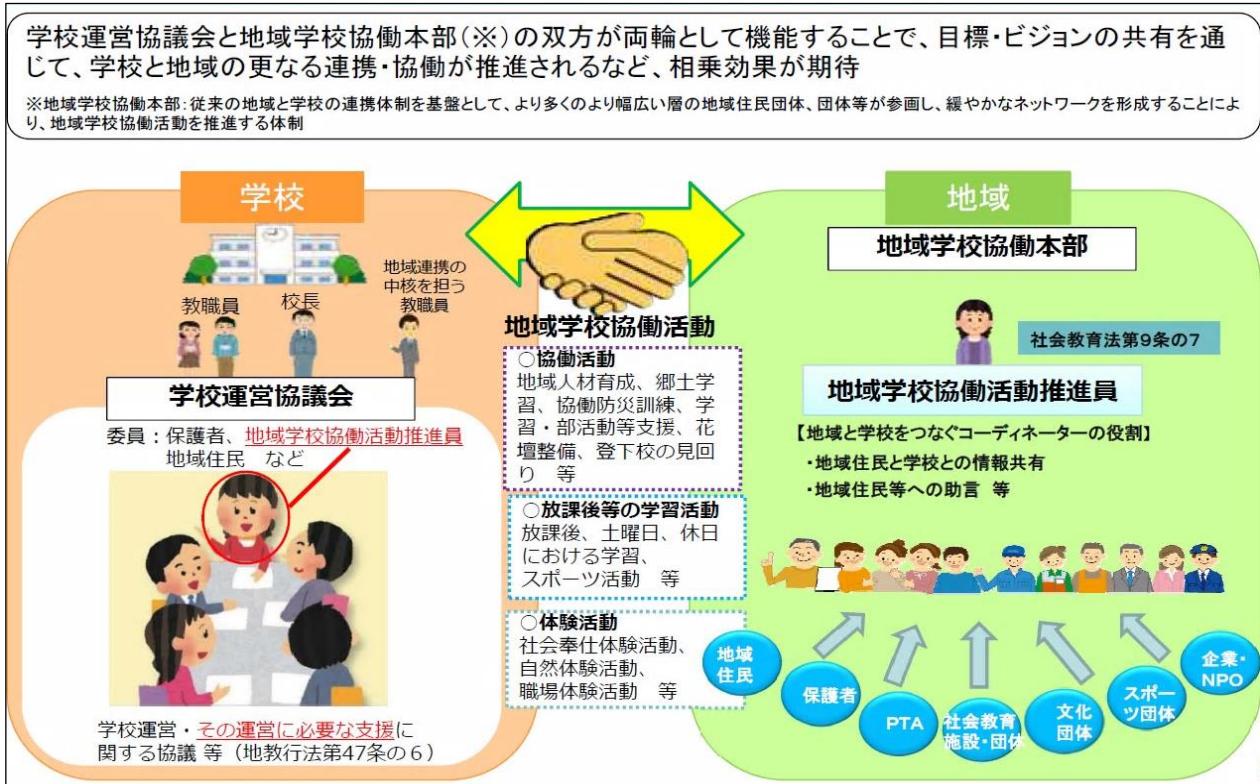
I 学校を核とした地域づくりの推進

地域学校協働活動推進体制を整備し、地域との連携・協働体制を構築するとともに、学校での地域課題をテーマとした探究的な学びを充実し、学校を核とした地域づくりを推進します。

① 地域学校協働活動推進体制の整備

- ◆ 町内4校の学校運営協議会と、地域組織として設置された地域学校協働本部を相互に連携させ、役割や人員を共有することにより、共通の目標に基づいた実効性のある協働体制を整えます。
- ◆ 地域学校協働活動推進員を複数配置し、小学校と中学校のそれぞれの特性に合わせた地域学校協働活動を推進するとともに、学校や地域への理解が深まるように普及啓発に努めます。

- ◆ 学校と地域を結ぶ機能を果たすため、地域学校協働本部の機能向上及び地域学校協働活動推進員の資質向上を図ります。



【学校運営協議会と地域学校協働本部の関係（文部科学省資料）】

② 多様な主体の参画による連携・協働体制の構築

- ◆ 多様化する学校の課題・ニーズに応えるために、「ようこそ先輩・よろしく先輩」の協力企業・事業所等の拡充と地域ボランティアの拡大を図り、現在行われている地域による学校支援を充実させ、町内の「学校支援ボランティアバンク*」への登録増加に努めます。
- *1 【学校支援ボランティアバンク】学校教育を支援する地域住民を登録・管理し、必要に応じて派遣する地域人材バンク。
- ◆ 本町で育った子供たちが将来、「ようこそ先輩・よろしく先輩」の地域人材として活躍できるような取組を推進します。
 - ◆ 県内のアシスト企業や人材を活用し、児童生徒に様々な経験や知識を習得させ、学力の向上を図ります。
 - ◆ 地域住民や保護者、企業、地域関係団体等が連携・協働した活動ができるように、教育支援ネットワークの構築に努めます。

③ 地域課題をテーマとした探究的な学びの推進

- ◆ 地元企業や地域関係団体等との連携により、生活に密着した地域課題をテーマとして設定し、児童生徒が、より主体的に課題解決を行う探究的な学びを推進します。

2 地域とともにある学校づくりの推進

学校と地域との連携・協働を更に深め、町内4校の学校運営協議会への支援や連携を充実させ、地域とともにある学校づくりを推進します。

① 学校運営協議会への支援

- ◆ 学校と地域が緊密に連携して、現状に即した学校運営につなげることができるように、各学校の学校運営協議会への支援を行います。

② 拠大学校運営協議会への支援

- ◆ 各協議会の連携と情報共有、目的や目標の共有化、委員研修の充実を図るために、4つの学校運営協議会を結ぶ拠大学校運営協議会での情報交換、議論等を深め、町内全体で地域とともにある学校づくりを推進します。

③ 情報発信の充実

- ◆ 各学校による学校行事等の情報発信に加え、教育委員会からも地域視点からの学校情報を、町広報や町のホームページ・SNS等を利用して積極的に発信します。

3 家庭教育の充実

子供たちの基本的な生活習慣を確立し、健やかな成長を実現できるように、家庭教育支援体制の整備や学習機会の拡大を図り、県や関係機関と連携しながら家庭教育の充実に努めます。

① 家庭教育支援体制の整備・充実

- ◆ 学校や福祉部局等と連携して家庭教育支援のネットワークを広げます。
- ◆ 家庭教育に関する研修会や講演会を開催し、家庭教育の重要性を広く周知することに努めます。

② 家庭教育の学習機会の充実

- ◆ 生涯学習講座や家庭教育学級、乳幼児健診等において、「みやざき家庭教育サポートプログラム^{*2}」（県教育委員会作成）を活用して、家庭教育の学習機会の拡大を図ります。

*2【みやざき家庭教育サポートプログラム】参加者同士が交流・活動する参加型体験学習を通して、親としての役割や子供との関わり方、地域の親子の支援の方についての気付きを促すことをねらいとしたプログラムのこと。



基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

現状と課題及び今後の方向性

少子高齢化が急速に進む中で、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、近年、社会構造や雇用環境は大きく変化しており、将来の予測が困難な時代となっています。

そのような中、学校には、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育していくことが求められています。

現行の学習指導要領では、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」や未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の三つの力をバランスよく育んでいくことが重視されています。

また、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることや、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進めながら、「個別最適な学び」をより充実していくことが求められています。

さらに、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の充実を図ることについても触れられています。

本町においては、G I G Aスクール構想の下、児童生徒へ一人一台のタブレット端末を配付するなど、きめ細かな指導の実現に向けた教育環境の整備に努めるとともに、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチング、小学校における教科の専門性を生かした指導など、各学校における指導方法の工夫・改善を図ってきました。

今後も、授業等における「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度等を育成していくとともに、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成していきます。

加えて、本町では町内唯一の県立高等学校である「門川高等学校」との連携も推進しており、今後も「地域の子供は地域で育てる」という本町の教育理念に基づき、小・中学校の学力向上等に関する各種会合には門川高等学校の教職員にも出席を依頼し、情報の共有を図っていきます。

さらに、高校生は小・中学生にとって最も身近な地域の先輩であることから、高校生が小・中学生に直接語りかけたり交流したりする場を通してキャリア教育を行うなど、学校種間の連携を充実させながら、魅力ある教育環境の整備・充実に努めます。

施策の内容と主な取組

I 小・中学校の教育環境の充実

町内に小学校3校、中学校1校、高等学校1校があり、互いに学校を行き来できるといった門川町ならではの「よさ」を生かした教育活動を推進します。また、少人数学級や小学校における一部教科担任制の実施を通して、きめ細かで専門的な指導のできる教育環境の充実を図ります。

① 門川町ならではの「よさ」を生かした教育の推進

- ◆ 各学校において1人1台端末を効果的に活用しながら、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導方法の改善を図ります。
- ◆ 町内教職員で構成される学力向上プロジェクト委員会や教育振興研究会といった組織的な取組によって、学力向上及び生徒指導の充実を目指します。

② 少人数指導の推進

- ◆ 各小・中学校に町雇用の教育支援員（学力向上支援員）を配置し、児童生徒に手厚い支援を行っていきますなど、各学校における少人数指導を推進します。
- ◆ 有志で集まった「KSS（門川スクールソーター）」による授業支援を通して、学級担任や教科担任だけでは十分に声掛けができなかった児童生徒へ幅広く声掛けをしていくことで、児童生徒の学習意欲を高めます。

③ 小学校における一部教科担任制等の実施への支援

- ◆ 県教育委員会と連携し、各小学校における児童の実態に応じて一部教科担任制や学年担任制を導入するなど、学校の状況に応じた実践が図られるよう支援に努めます。

④ 障がいのある児童生徒等に配慮した学校施設整備

- ◆ インクルーシブ教育システムの構築の観点から、町内小・中学校施設のバリアフリー化に努めるなど、障がいのある児童生徒に配慮した学校施設整備を行います。

2 学校種間の連携・接続の推進

児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を図るために、幼児教育と小学校教育との円滑な接続及び小・中学校の連携を視野に入れた様々な取組を更に推進していきます。

また、児童生徒のキャリア教育や防災教育の充実を図るために、門川高等学校の教職員及び生徒を小・中学校や地域における各種行事に積極的に活用するなど、小・中・高の連携をより深めます。

① 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- ◆ 保育所（園）・認定こども園の保育士等が、各学校におけるオープンスクールに参加し、就学した児童がどのような教育を受けているかを具体的に把握するとともに、小学校の教職員等が園訪問を実施し、幼児が日々どのような保育・教育を受けているのかを具体的に把握する機会を設けます。それにより、子供の発達や学びの連続性を意識し、見通しをもった体系的な教育を充実させます。

- ◆ 実務者レベルでの幼保・小連携協議会を継続し、各小学校で作成したスタートカリキュラムや各保育所（園）・認定こども園で作成したアプローチカリキュラムを互いに参照したり、共通理解を図ったりするなど、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を視野に入れた様々な取組を推進します。

② 小・中連携の充実

- ◆ 小・中学校の全教職員が一堂に会して授業研究会（「担当校授業研究会」、「教科指導力向上授業研究会」等）を開催することにより、児童生徒の実態に基づいた指導方法について協議を深め、授業力向上を図ることで学力向上につなげます。
- ◆ 小・中学校教職員の代表者で組織する「学力向上プロジェクト委員会」や「門川町教育振興研究会」等において、共通の課題を洗い出したり共通の実践事項を決定したりしながら、児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目指します。また、教職員同士が学力向上や生徒指導に係る情報交換を定期的に行うとともに、連携して指導にあたることを通して、町内小・中学校における学力向上及び生徒指導の充実につなげます。

③ 門川高等学校との連携の推進

- ◆ 門川高等学校の教職員に、「学力向上プロジェクト委員会」や「拠点学校運営協議会」の委員を委嘱し、小学校から高等学校まで地域一丸となった学力向上やキャリア教育等を推進します。
- ◆ 児童生徒の身近な先輩である門川高等学校の生徒を活用した取組を支援します。
- ◆ 町内小・中学校における下校時避難訓練や防災教室、町主催の防災講演会等において、町内唯一の高等学校との連携を図るとともに、「S P S（セーフティプロモーションスクール）」の取組を広げることで、小・中学校や地域における防災教育の充実を図ります。

第4章

～計画の推進～

第1節 推進体制

第2節 推進指標

第Ⅰ節 推進体制

本計画の推進に当たっては、以下のことを重視しながら各施策に取り組みます。



| 実効性の確保と点検・評価

我が国の社会は、少子高齢化の進行や社会構造の変化、急速な技術革新などにより、様々な面で大きく変化しています。このような将来の予測が困難な時代においては、「教育」への期待が一層高まり、「人づくり」の重要性がこれまで以上に増しています。

本町では、本計画に掲げる本町長期総合計画の基本方針である「町民一人ひとりが主役の町づくり」の実現に向け、各施策及び取組を着実かつ計画的に推進していく必要があります。

このため、本町関係各課（局）や関係機関との連携を図り、府内の推進体制の強化に努めるとともに、厳しい財政事情を踏まえながら、各施策の推進に必要な予算の確保に努めていきます。

また、本計画の推進に当たっては、P D C Aサイクルの考え方に基づき、施策の進捗や成果を把握するための「推進指標」を設定し、毎年度、各施策の進捗状況等について点検・評価を行います。その結果を次年度以降の施策の実施に反映させることにより、本計画の実効性の向上を図ります。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や教育を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直を行います。

2 町民との連携・協働

本計画を効果的かつ円滑に推進していくためには、学校や家庭、地域をはじめ、企業や地域関係団体等の多様な主体（町民）が、相互に連携・協働し、「町民総ぐるみ」で取組を進めることが重要です。

町民一人一人が教育の担い手としての自覚を持ち、それぞれの立場に応じて教育に関わることで、本計画に掲げる「町民一人ひとりが主役の町づくり」の実現につなげていきます。

3 国、県との連携

本計画の推進に当たっては、国や県に対して必要な行政上の措置等を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。特に、県教育委員会の取組と本計画の施策が相互に呼応し、より高い効果を発揮できるよう、北部教育事務所との連携を一層強化するとともに、同管内の8市町村とも連携しながら取組を進めます。

第2節 推進指標

本計画の実効性を高めるため、各施策の推進状況や成果を把握するための「推進指標」を設定します。これらの指標に基づき、毎年度、各施策の取組の進捗状況等について点検・評価を行い、取組の工夫・改善を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

指標については、施策全般を俯瞰できるものとともに、可能な限り客観的に把握できる指標に設定することとしました。併せて、施策に関連する既存の各種調査データのうち、今後も継続的な把握が見込めるものを積極的に活用することで、児童生徒や教職員の調査への負担軽減にも配慮しています。

なお、目標値については、必ずしも達成そのものを目的とするものではなく、基準値や現状値を踏まえ、実効性のあるP D C Aサイクルのもとで取組を着実に進めていくための目安として設定しています。毎年度の点検・評価の結果や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う場合があります。

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を「大切にする教育の推進

施策	推進指標	現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
1	「学校に行くのは楽しいと思う」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 85.3%	90%
	中3生徒 79.1%	90%	
1	「自分には良いところがあると思う」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 87.2%	90%
	中3生徒 84.2%	90%	
1	「人が困っているときは、進んで助けている」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 94.9%	98%
	中3生徒 89.9%	95%	
1	「人の役に立つ人間になりたい」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 98.7%	99%
	中3生徒 97.5%	98%	
2	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 68.2%	75%
	中3生徒 70.3%	75%	
3	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 96.9%	100%
	中3生徒 98.1%	100%	

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策	推進指標		現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
4	「幼保・小連携にあたって、課題の共有や共通実践事項の推進など、積極的に連携している」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教職員の割合（門川町教職員意識調査）	小学校 教職員	56.5%	65%
5	「国語・算数（数学）の授業の内容がよくわかるか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童	84.0%	85%
		中3生徒	55.4%	65%
6	「分からぬことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え工夫することができている」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童	86.6%	90%
		中3生徒	75.3%	80%
7	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で週3回以上活用した割合（全国学力・学習状況調査）	小学校	66.7%	100%
		中学校	100%	維持

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策	推進指標		現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
7	学校における「ふるさと教育」の実施回数（R6教育課調べ）	学校	42回	90回
9	キャリア教育派遣講師数（R6教育課調べ）	学校	224人	400人
	「将来の夢や目標を持ってますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童	89.2%	90%
10	「『ようこそ先輩・よろしく先輩』の取組について年間計画を作成し、計画的に実施している」という設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した授業を担当する教職員の割合（門川町教職員意識調査）	中3生徒	61.4%	70%
		小学校	73.6%	80%
		中学校	55.6%	65%

基本目標4 地域に根差した体力・健康づくりの推進

施策	推進指標		現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
10	社会教育施設の利用者数 (R 6 教育課調べ)	一般	206,023人	800,000人
11	フッ化物洗口に取り組む小・中学校の割合	学校	0%	100%
	「朝食を毎日食べていますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童 中3生徒	92.4% 95.6%	95% 97%

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策	推進指標		現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
12	生涯学習講座の参加人数 (R 6 教育課調べ)	一般	1,060人	5,000人
14	「読書は好きですか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6児童	74.5%	80%
		中3生徒	56.3%	70%

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策	推進指標		現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
15	「あなたの学校は『働き方改革プラン』に沿って業務改革に積極的に取り組んでいると思いますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教職員の割合（門川町教職員意識調査）	教職員	48.1%	65%
	毎月の時間外勤務が45時間未満の教職員の割合（門川町勤務実態調査）	教職員	69.0%	85%
16	「日常的に同僚同士で見せ合う授業を行っていますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教職員の割合（門川町教職員意識調査）	教職員	47.1%	55%
	「事業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか」という設問に対し「よくしている」「どちらかといえばしている」と回答した学校の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校 中学校	100% 100%	維持 維持

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策	推進指標		現状値 (R6~7)	目標値 (R12)
17	「地震・津波の時に自宅からどの避難場所に行けばよいか知っていますか」という設問に対し「知っている」と回答した児童生徒の割合 (門川町防災教育アンケート調査)	小学校	93.7%	95%
		中学校	89.7%	95%
18	「登下校中に津波が来たら、自分一人だけでも近くの避難場所へ避難できる自信がありますか」という設問に対し「自信がある」と回答した児童生徒の割合 (門川町防災教育アンケート調査)	小学校	75.8%	80%
		中学校	82.6%	90%
19	「コミュニティ・スクールによる取組は、学校の教育水準の向上に効果があると思いますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教職員の割合 (門川町教職員意識調査)	教職員	64.9%	75%
	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6児童	82.1%	85%
		中3生徒	67.8%	80%
19	「小・中連携にあたって、課題の共有や共通実践事項の推進など、積極的に連携していますか」という設問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教職員の割合 (門川町教職員意識調査)	教職員	36.4%	55%



資 料

- 1 教育長諮問及び策定委員会答申
- 2 門川町教育振興基本計画（令和8年策定）策定までの経緯
- 3 門川町教育振興基本計画策定委員名簿
- 4 門川町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

門教第 837 号
令和7年10月16日

門川町教育振興基本計画策定委員会会長 殿

門川町教育委員会
教育長 金子 文雄

門川町教育振興基本計画の策定について（諮問）

令和2年に策定された「第三次門川町教育振興基本計画」の見直しを実施し、次期計画「門川町教育振興基本計画（令和8年策定）」を策定したいと考えますので、策定に関する重要事項を審議のうえ、答申くださいますよう諮問します。

（諮問の趣旨）

本町教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、令和2年に「第三次門川町教育振興基本計画」を策定し、明日の門川町を担う優れた人材の育成を目指して計画的かつ効率的な施策の推進に努めてきたところです。

前回の教育振興基本計画の策定から5年が経過し、本町の教育を取り巻く環境の変化と課題に対応するため、令和8年度からの5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策を反映させた次期計画「門川町教育振興基本計画（令和8年策定）」を策定するにあたり、諮問を行い、意見を求めるものです。

答申書

令和8年1月16日

門川町教育委員会
教育長 金子 文雄 殿

門川町教育振興基本計画策定委員会
会長 鈴木 重徳
副会長 新名 章

門川町教育振興基本計画（令和8年策定）の答申について

令和7年10月16日付、門教第837号で諮問のありました門川町教育振興基本計画（令和8年策定）（案）については、当策定委員会において慎重に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

門川町教育振興基本計画（令和8年策定）策定までの経緯

令和6年度に、町教育委員会事務局内に作業部会を発足させ、令和7年度にかけて具体的な策定作業を進めた。また、教育に対する学校・家庭・地域の意見聴取を行うために、既存の「門川町拡大学校運営協議会」等を活用した。

令和7年度に、教育長諮問機関として策定委員会を設置し、地域の様々な立場から施策等への指導・助言をいただいた。

		作業部会	備考
令和7年 2月20日	第1回	◆計画策定の法的根拠等の確認 ◆県教育振興基本計画（令和5年策定）の内容確認	
令和7年 6月4日	第2回	◆施策の体系の検討 ◆策定作業の役割分担、策定計画検討 ◆施策の様式・体裁等の検討	
6月26日	第3回	◆各原稿についての説明と修正（1）	
7月7日	第4回	◆各原稿についての説明と修正（2）	
7月16日	第5回	◆各原稿についての説明と修正（3）	
7月29日	第6回	◆各原稿についての説明と修正（4）	
8月6日	第7回	◆各原稿についての説明と修正（5）	
8月12日	第8回	◆各原稿についての説明と修正（6）	
8月28日	第9回	◆各原稿についての説明と修正（7）	
9月8日	第10回	◆各原稿についての説明と修正（8）	
9月19日	第11回	◆基本構想（スローガン等）の検討・確認	
12月16日	第12回	◆推進指標についての検討・確認	

		策定委員会、策定に係る協議 等	備考
令和7年 10月16日	第1回	◆策定の趣旨・計画の基本理念等に係る説明・協議 ◆施策の体系に係る説明・協議 ◆各施策についての説明・協議	
11月13日	第2回	◆各施策に係る説明・協議	
12月18日	第3回	◆基本施策に係る説明・協議 ◆推進指標に係る説明・協議	
令和8年 1月16日		◆答申	
1月22日～		◆パブリックコメント	

門川町教育振興基本計画策定委員名簿

(敬称略 50音順)

氏 名	役 職 名 等	備 考
岩田 一男	町商工会事務局長	
内山田 善信	町青少年健全育成町民会議会長	
宇都宮 三良	町議会議員兼門川中学校PTA会長	
黒木 真	町社会教育委員会会长	
鈴木 重徳	小学校校長代表	会長
高橋 美穂	地域学校協働活動推進員	
田中 豊和	町議会議員兼町スポーツ協会会长	
中島 博	小・中学校教頭会代表	
永富 雅樹	中学校校長代表	
新名 章	学識経験者	副会長

門川町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年12月 7日
門教要綱 第 8 号

(名称)

第1条 この会は、門川町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 策定委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、今後5ヶ年間を見据えた諸施策の総合的・計画的な推進を図るため「門川町教育振興基本計画」を策定することを目的に設置する。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、教育長の諮問に応じ、前条の目的を達成するために熟議を行い、策定した結果を答申する。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の役職員
- (2) 公共的団体、その他の関係団体の役職員
- (3) 学校、PTA役職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

3 教育委員会の委員は、オブザーバーとして策定委員会に参加できる。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に、会長及び副会長1名を置き、委員の中から選出する。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から答申を行った日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(謝金)

第8条 委員への謝金は、予算の範囲内において定め、原則として3,000円とする。

(庶務、運営等)

第9条 策定委員会の庶務、企画、会議の進行等については、教育委員会事務局が行う。

(情報の管理等)

第10条 策定委員会の委員は、本会で知り得た情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、第1回策定委員会の会議の日から施行する。
- 2 策定委員会の最初の会議は、第7条の規程にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、教育長への答申をもってその効力を失う。

附 則（令和2年10月16日）

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則（令和7年10月16日）

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。